

第六十四回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第二 号

昭和四十五年十二月七日(月曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 倉成 正君

理事 伊東 正義君

理事 佐々木義武君

理事 田邊 誠君

理事 田畑 金光君

理事 有馬 元治君

理事 大石 武一君

理事 唐沢俊二郎君

理事 斎藤滋与史君

理事 別川悠紀夫君

理事 松山千恵子君

理事 山下 徳夫君

理事 川俣健二郎君

理事 後藤 俊男君

理事 山口 鶴男君

理事 古川 雅司君

理事 寺前 巖君

出席國務大臣

厚生 大臣 内田 常雄君

出席政府委員

経済企画庁国民生活局長 宮崎 仁君

厚生省環境衛生局長 浦田 純一君

通商産業省化学工業局長 山下 英明君

運輸政務次官 山村新治郎君

労働省労働基準局長 岡部 實夫君

自治省財政局長 長野 士郎君

委員外の出席者

経済企画庁総合計画局計画官 山本 純男君

科学技術庁計画局長 榎林 愛朗君

大蔵省主計局主計官 相原 三郎君

大蔵省主計局主計官 金子 太郎君

農林省畜産局参事官 齋藤 吉郎君

運輸省鉄道監督局国有鉄道部長 秋富 公正君

自治大臣官房参事官 佐々木喜久治君

日本国有鉄道常務理事 原岡 幸吉君

社会労働委員会調査室長 濱中雄太郎君

委員の異動
十二月七日
補欠選任
島本 虎三君
山口 鶴男君
吉田 泰造君
同日
補欠選任
島本 虎三君

本日の会議に付した案件
廃棄物処理法案(内閣提出第一五号)

○倉成委員長 これより会議を開きます。
廃棄物処理法案を議題とし、審査を進めます。
質疑の申し出がありますのでこれを許します。
唐沢俊二郎君。

○唐沢委員 廃棄物処理法案に入ります前に一般的なことを伺いたいと思うわけでございますが、公害国会と称せられます本国会も、本日からい

いよ委員会が実質的な審議が始まるわけでござい
ます。そこで、公害衛生を担当しておられるとい
うことで実質的には公害に最も御関係の深い厚生
大臣の御所見を承りたいと思うわけでございま
す。

経済はあくまでも手段であつて目的ではありません
せんが、衣食足つて礼節を知るといふことはもあ
りますように、わが国の経済は今後とも偉大な前
進を続けなければいけないと思うわけでございま
すが、それによつて国民の生命とか生活環境がい
ささかでも悪い影響を受けるというところは、絶対
に避けるべきだと思ひます。国民の生命、健康の
番人であられる大臣は、ぜひとも地域住民のよ
き、あたたかい理解者として、今後とも勇気のあ
る英断と強力な政治力を發揮していただきたいと
思うわけでございします。特に産業公害につきま
しては、痛ましい被害の防止、これはもちろん当然
でございますが、実際にはいたしたことはないけ
れども、企業がその所在地付近を汚染をしている
という場合はかなり多いと思うわけでございま
す。その場合に特に問題となりますのは、その地
域住民のかなり多くの人がある企業に従事してお
るとか、また取引先である場合でございします。
換言すれば、その地域全体がその企業の恩恵に浴
することがきわめて大きいというような場合には
は、汚染による影響を早目に指摘するということ
はなかなか現実にはむずかしいのじゃないかと思
うわけでございします。その場合も、声なき声をい
ち早く察知せられまして、大事に至らぬ前に先手
先手の措置をとるべきだと思ひわけでございま
す。

わが国は、申すまでもなく、国土はアメリカの
二十五分の一であるし、人口は約半分おるわけで
ございします。しかも自由諸国ではアメリカに次ぐ
国民総生産を誇る国でございまして、いわば世界

一の高密度激動社会でございします。したがつて、
今後とも公害の起る可能性や危険性というものは
世界一大きいわけでございまして、その意味
で、大臣並びに厚生省の任務というものは非常に
大きいと思ひわけでございします。

そこで、実質的に公害に最も御関係のあります大
臣の決意並びに御所見を承りたいと思ひわけでご
ざいします。

○内田國務大臣 私は厚生大臣といたしまして、
国民の健康と生活環境を良好に保持することは私
どもの任務であると考えております。先般、政府
に中央公害対策本部ができましたが、総理大臣み
ずから本部長に就任せられました。私は、実質的
にその勝手元の役割をするのはすなわち厚生省
である、こういう、いま唐沢委員が御指摘のこと
と同じ考え方をもちつてこの問題に對処いたしてお
ります。ことに最近、日本の経済の成長につれま
して、公害による人の健康の阻害あるいは環境の
汚染が著しい状況が加速度的に発生してきたと私
どもは考えまして、実は私は、就任以来この公害
関係の諸体制につきまして前向きな姿勢を思い
切つてやるべきだということ、あらゆる機会に
実は述べてまいつてきております。

この機会に、お許しを得まして、私はこの公害
に對する五つの原則というものを持っております
ので、簡単に述べさせていただきますならば、
これは第一は、国会でもかつて述べてまいりまし
たが、産業経済との調整事項というものを基本法
その他の公害関係法から排除しまして、人間の生
活が大切であることを私は産業以前に打ち出した
いというのが第一原則。それから、第二原則は、
いままでの公害対象の姿というものが、汚染局
地対応主義と申しますか、よごれたところだけに對
応するという考え方の制度であつたと思ひます。
これは、水につきましても指定水域の制度であり

○唐沢委員　ただいま大臣から非常に積極的な弾力的な研究を進めるというお話でございまして、これはたいへんけっこうなことだと思っております、でございます。いまいろいろと基準がございまして、たとえば米に含まれるカドミウムは１ＰＰＭと言う人もあるし、○４ＰＰＭと言っている人もあるわけでございます。厚生省では○４ＰＰＭと言っておられるので、私はそれが正しい基準だと思っておりますが、そのように、人によってまちまちに使われるということは問題があるのではないかと。特にそれを生産している農民にとつ

て、不安を与える——これは直接厚生省は関係しないかもしれませんが、そういう意味で、少なくとも政府の基準に対する見解を統一して発表される必要があるのではないかと思います、どういう御連絡をいましておられるのか。

それから、基準につきましては、いま大臣のお話にありましたように、そのときに応じて研究結果によつてきめるといふことでありますが、はっきりしない場合は、疑わしきはなるべくきびしい基準をとつていただいて国民に安心感を与えていただきたい。政府が認定する基準以下なら絶対だいたいと思うわけでございます。そのために、先ほどお話のありました公害衛生研究所を一日も早く設立されることを希望するわけでございす。その点につきまして、ちょっと追加してお話を伺いたいと思います。

○内田国務大臣 最初にカドミウム汚染米についての基準でございますが、これはお尋ねのように、カドミウム含有濃度一PPMという表現と

○四PPMという表現と、両方ございす。これは二つの表現はいずれも正しいわけでございす。その基準の目的が違ふことを御理解いただきたいと思ひます。食料に供して差しつかえないという食品衛生上の安全許容限度といたしましては、玄米についてはカドミウム含有量一PPMといふものを許容限度といたしました。それから

○四PPMというものは、食品としての衛生上の許容基準ではございせん、むしろカドミウム汚染がある地域についての一つの予備的環境汚染を調査する際の一つの指標として、そういう

○四PPMというきびしい基準を打ち出してあります。したがつて食品といたしましては、○四PPM以上のカドミウムを含有いたしてあります。厚生省は食品の許容限度としては差しつかえない。しかし、○四PPM以上のカドミウムが米の中に含有されているような地域については、それはカドミウム汚染要観察地域を指定する際の出

発点として、その地域に何らかの汚染原因がありやしないかという点を発見するめにしよう、こういうことでございす。この基準を設けますにつきましては、厚生省関係で専門家のお集まりをいただいた調査機関と農林省のほうとも十分打ち合わせをいたして、こういうことにいたしました。

なお、後段の御発言につきましては、これらの食品安全許容限度などを設けます際の基準といたしましては、一応私どもはその他の問題につきましても、疑わしい事態がありますときにはきびしい基準をもつて許容量をきめ、さらに検討の結果それが安全衛生上差しつかえないということになりますれば、あとから解除をいたす、つまり疑わしきは一たん押えておいて、検討の結果解除をする、こういうような形をとつております。たとえば、この間も案につきまして、スモン病の原因とも疑われたキノホルムなどにつきましても同じような措置をとつておりますことは、御承知のとおりでございます。

○唐沢委員 まあキノホルムにつきましてはわが国で一番最初に指摘したということで、ぜひそういうことをあらゆるものについてやっていただきたいと思ひます。

ただいまカドミウムの米に含有される含有量、私ちょっと正確だったかも知れませんが、大体人体に影響するのが一PPMで、いろいろ調査や何かのためには○四PPMでありますけれども、実際同じ土壌でも毎年動く場合があるわけでございます。ことは○八だった、来年は一PPMになるといふこともあるわけでございすので、その点もあわせてお考えいただきたいと思ひわけでございます。

次に、産業廃棄物処理法案につきましてお伺いをいたしたいと思ひわけですが、国内にいますとあまりよくはわからないのですが、外国に行つてみて一番痛感することは、生活環境を保全する施設が非常におくれているということでございます。また店頭にはわが国から輸出をせられる電気製品

やカメラがたくさんあつて、非常に誇らしい気持ちでございます。また、衣食についても絶対遜色があるとは思ひませんが、都市計画の貧困さとか町のきたなさ、これはもうだれしも指摘するところでありす。これはもちろんわが国の建築が不燃建築ではない、木造である、さらに水は三尺流れて清しいというような素朴な国民感情がある、さらにこれから生じる社会道徳の低下等にも原因があつて、一朝一夕には改善できない非常に根の深い問題だらうと思ひわけでございます。その上、近年産業活動の拡大とか国民生活の向上によつて排出されます産業廃棄物が急増いたしておりますので、一時的にはこのような現象は避けられないと思ひわけでございます。従来ありました汚物掃除法、それが清掃法にかわり、さらに今回産業廃棄物処理法案が提出されております。この法の変遷がこの経緯を何よりもよく物語つておると思ひわけでございます。

新たに国及び地方自治体の産業廃棄物処理の責務を定めたこと、特に産業廃棄物の処理に関する事業者の責任を明確にし、産業廃棄物処理の基準を定めること、さらに市町村が一般廃棄物を処理すべき区域を拡大する等の措置は、当然のことと思ひわけでございます。

先ほど大臣の公書についての基本的なお考えは承つたわけでございす。わが国にはこういう特殊性がありますので、あらためて産業廃棄物の処理とか清掃というか、さらに進んで、わが国土を都市といわず農村といわず清潔で住みよい環境にするためにどのようなお考えをお持ちか、重ねて伺ひたいと思ひます。

○内田国務大臣 私は、今回産業廃棄物処理法案を提案するに至りましたその考え方では、六、七点の新しいフクターを入れたつもりで検討をいたしてまいりました。その第一は、規制を強化するということ、もちろんでございます。第二番目は、産業廃棄物などの処理につきましては事業者の責任を明確、強化ならしめるということでございます。第三番目は、この産業廃棄物の処理につきましては、産業廃棄物なども含めまして、国が明確で科

学的な処理の基準をきめるべきだということで、そのことをうたい込んでおりますことが第三点でございます。それから第四点、いままで産業廃棄物の処理は主として、これはごみにいたしまして尿尿にいたしまして、市町村がその処理の責任を担当されてこられたわけでありすけれども、今回、あとから申し上げる広域化とも関連いたしまして、都道府県に全体をにらんでいただいて、ことに産業廃棄物などにつきましては、広域の処理計画を立てていただくとともに、これがためには今回公害基本法の改正に伴ひまして、各都道府県に必置されることになりました公害対策審議会の協議のもとに、広域の産業廃棄物処理計画といううなものも立てていただくほか、都道府県みずからが産業廃棄物については処理の主体ともなり得る、みずから事業主体ともなり得る、こういうようなことが第四点でございます。また国は、これらの市町村、都道府県の産業廃棄物あるいは一般廃棄物の処理につきまして、技術上の援助を与えることはもちろん、資金の融通とか、たとえば補助金とか起債の実行とかあつせんとか、そういうようないままでよりもさらに広い範囲の協力をするというように、これが第五番目です。それから第六番目は、最後にお尋ねにもございまして、うに、処理地域をいままでの局地主義から、原則として市町村の全区域に広げる、こういうような体制を取り込んでおります。

何しろ現行の清掃法を見まして私が驚きましたことには、これは下水道あるいは尿尿処理施設、ごみ処理施設などが人口の増加に追いついていなかったためと思ひますが、海中、海面などにつきましたも、特定の海面あるいは地先二百メートルより先の海中であれば尿尿、汚物の投棄を認め清掃法にはございまして、今回そういうことは全く認めないことにいたしました。他の法律との関連におきまして、それらを最も衛生的な処理をする、こういうようなことにやるべきだ、こういうことで、今回御提案の法律を整えておるわけ

○浦田政府委員　御承知のようにいわゆる清掃施設、この中身は尿尿処理施設またはごみ処理施設等でございますが、これらの設置につきましては、私どものほうでいわゆる施設の基準というものをつくりまして、それに合致するように施設を

るだけ配慮しているつもりでございます。

○唐沢委員　土地収用法で従来から規定があつたわけでございますね。実際にこれが発動されたところがあるのかどうか。

○浦田政府委員　実際の問題といたしましては、

○浦田政府委員 昭和四十五年度の予算額で申し上げますと、清掃施設の整備全体といたしましては三十六億四百万円でございます。そのうち屎尿処理施設の整備補助金が二十一億八千四百万円でございます。また、ごみ処理施設が十一億円ちょ

きびしい規制だと思えますが、特にこの廃棄物処理法案はその中でも最もきびしい法案だと思わ
れてございます。しかも、企業者といえますが企
業家の中にもいろいろありまして、事業者の中に
は、零細企業であって、しかも多量の廃棄物を非
企業家に与える

出する企業もあるわけでございます。このような企業は、かなりの手数料を払うことはできない場合が往々にして出てくると思うわけでございますが、そのような中小企業といえますか。零細企業に対する特別な救済はお考えになっておられるかどうか。

○内田国務大臣 これは、御承知のように、公害対策基本法の二十四条でございますが、その二項に、中小企業が責任を負うところの公害防止施設等に対する国の助成については、特別の考慮を払わなければならない。特別の考慮の内容は金融上、税制上の施策ということだろうと思ひますが、その考え方は、産業廃棄物の処理についての中小企業の処理施設につきましても当然援用されるべきで、これらに対しましては、たとえば中小企業金融公庫でありますとか、あるいは場合によりまして中小企業振興事業団等の融資のあっせん等も当然やっておりますと私は考えております。

○浦田政府委員 そういったことを受けまして、当然産業廃棄物処理法案の運用については考慮しなければならぬところでございますが、そのほか、産業廃棄物処理法案そのものとして、第二条の定義のところ第三項に産業廃棄物というものを特定いたしまして、この残りは一般廃棄物ということになるわけでございますが、その心は、現在市町村によって遂行されております一般清掃事業の系列でもって処理することを期待しておるわけでございます。そのような場合には、たとえば八百屋さんの店先から出るくずであるとか、あるいはおでん屋さんの裏口から出る食べもののかすであるとか、そういったようなものも一応は、おそらくはいま同様に一般廃棄物として、市町村の清掃事業の対象になって処理されるであらうかというのを期待しておるわけでございます。

○唐沢委員 いろいろな廃棄物の運搬、処分は、大体地方自治体が主になって行なうのがたてまえだと思ひますが、これを大幅に業者に委託されることは考えておられるかどうか。それが第一

点。もう一つは、再生利用の目的となる一般物のみの収集、運搬、処分を業とするものにつきましては、これは一つの産業廃棄物の処理業と考えておられるのか。それならば法の対象とする必要はないか。どのように考えておられるか。

○浦田政府委員 いわゆる回収、再利用という廃品回収の事業につきましては、この法律は特にたし書きをもちまして対象からはずしてございす。それは、廃棄物といひますのは、そういった回収、再利用の過程を通じて、最終的にはやはり廃棄物として出てくるであらうということと、それから、このような再利用あるいは回収業者の方々については、必要があれば別個にそれら対象としてのいろいろな規定というものを考えていったほうがはつきりするのではないかとこのうに考えております。

それから、民間業者の利用でございますが、これは従来の市町村におきましては清掃事業系列につきましまして、これは従来どおり、いわゆる市町村長の固有事務として、つまりみずから処理、処分するといふ体系を考えているわけでございます。しかしながら、産業廃棄物につきましましては、いろいろ事情も異なると思ひますので、民間業者の利用をどのように考えるかということについては、実際の事業の進捗状況を見ながら考えていきたいというふうに考えております。

○唐沢委員 次に、清掃施設整備緊急措置法に基づく屎尿処理、ごみ処理の五カ年計画があるわけでございますが、今回の産業廃棄物処理法の法案が提出されました、これが可決された以上は、このような計画が変更されるか、新しい長期計画を立てられるおつもりだと思ひますが、腹案とかお見通しがありますれば、伺いたいと思ひます。まだできていなければ、けっこうでございます。

○浦田政府委員 御案内のとおり、ただいまの段階では、いわゆる第二次五カ年計画によりまして、これは根拠は清掃施設整備緊急措置法という法律に置いているわけでございますが、それによ

りまして第二次五カ年計画が進行中でございまして、これによりまして、昭和四十二年に始まり、四十六年に終わるといふこととございす。しかしながら、新たに産業廃棄物の問題その他新しい事態が起つてまいりましたので、これらに対応するために、昭和四十六年度の予算要求では、従来のいわゆる清掃事業よりも少しワクを越えた要求をしてございす。これをもちまして、五カ年計画を樹立いたしまして、そしていろいろな新しい事態に対処してまいりたいという考えでございす。これは目下計画準備中でございまして、まだお答えできる段階ではございせん。

○唐沢委員 罰則につきましても伺いたいのですが、毒物及び劇物取締法では、特殊劇物の廃棄は、十五條の二を受けまして二十四條に罰則がございす。これは特殊劇物を廃棄した者は直罰でございす。これに對しまして、産業廃棄物処理法では、産業廃棄物の事業者が基準に従わないで処分した場合、十一條の二項はここでは罰せられない。そして改善命令に違反した場合に、二十六條によつて罰せられるといふこととございす。これは処理法であるからこういふふうになつておるのか知りませんが、逆になつておるわけでございす。この点につきましても説明をしていただきたいと思ひます。

○浦田政府委員 産業廃棄物の処理法は、いわゆる規制法という形でなくて、処理法という名称になつております。これは諸外国の例でも大体このような名称であるように思ひますが、たとえばアメリカの例ですと、大気汚染は防止法という形でございす。これは、産業廃棄物といふものは、最終的にはやはりその所有者の意思によつて初めて廃棄物になる。それまでの段階では有用物であるといふところも、これありまして、やはり処理すること自体が、一番問題として考えなければならぬ点じゃないかというふうにも思ひわけ

でございす。

それから罰則の点でございす。不法投棄そのものにつきましては五万円以下の罰金でございす。その不法投棄が事業者によつてなされた場合には、それはすなわち産業廃棄物の処理の基準に違反するものといふことに同時にございす。これは直ちに都道府県知事によつてその産業廃棄物の回収命令がでられる。それから、事業者がその命令に従わないといふときには、六カ月以下の懲役または五万円以下の罰金が科せられるといふことになつてございまして、いわゆる直罰といふことではございせんけれども、体罰も含むといふ形で、かなり嚴重に処罰されるということと

○唐沢委員 では、最後に、第十五條の清潔の保持に關する、これは訓示規定だと思ひますが、十五條について伺いたいと思ひます。

この罰則を設けるかどうか、これは軽犯罪法との關係もあつて、当然輕犯罪法に譲るべきものだらうと思ひます。しかし、せっかくのこのような規定が、單なる美辭麗句の規定に終つてゐることは、これはまた非常に悲しいことであるわけだ。したがひまして、厚生省でさういふ社會道徳高揚のためにいまだでんなことをやつてこられたか。また、文部省と協力して今後どういふことをやられるおつもりか。やはりこういふ基本的な道徳が變つてゐない限りは、いかにりつぱな法律ができて、町がきれいになることではないと思ひのでございす。その点について伺いたいと思ひます。

○浦田政府委員 御指摘のように、十五條はいわゆる訓示規定、努力規定といふこととございす。が、實際には、次の十六條の規定によりまして、またもう一つは、いままでの特別清掃地域が、みだりに公園とか広場とかさういふところで産業廃棄物を捨てるといふことは、それ自身が罰則がかかるというところになるわけでございす。

民としての義務と申しますか、これの浸透につきましては、私どもといたしましてはいろいろな組織運動、たとえば全国地区衛生組織連合会、これは厚生省でもって認めております法人格を持つ団体でございますが、このような組織を通じまして、これは蠶鰂といたしましては、かつて蚊と

ハエをなくす運動ということで始まったものでございますが、国土を美しくし、さらに近隣を清潔にしていこうという運動の進展をはかっているところでございます。それから、いろいろな行事があります場合、たとえば、これはもうかつての話になりましたが、いわゆる万博あるいはその前のオリンピックといったような機会には、またそれぞれ各省庁とも連携をとりまして、このような運動に対する国民側の協力というものを呼びかけてきたところであります。

○唐沢委員　生活環境をよくするためにいろいろな運動をしてこられた、今後もぜひやっていただきたいのですが、同時に、このような運動を起こされる者に対しては、また激励する意味で何らかの措置をとっていただければと思うわけでございますが、実は私の知っている小学校の児童で――ある小学校なんです、毎朝区域内の清掃をしております。これは一番その地区にとって非常に好ましいことでございますが、同時に、国にとっても好ましいことであるし、また当人の将来にとっても幸福なことだと思っております。このような児童を激励して、同時に、社会一般の社会道徳通念を向上させるという意味におきまして、今後何らかの措置をとっていただけないかと思うわけでございますが、どうです。

団体でもって表彰その他の規定でもって、できるだけこれが浸透するように、またりっぱな行為そのものに對しても、こちらとしても敬意を払い、感謝をいたしておるところでございます。

○庶沢委員　以上でもって終わります。

○増岡委員長代理 山本政弘君

○山本(政)委員　現行の清掃法には、三つの原則があると思うんです。一つは、個人個人が自分の住宅といえますかあるいは土地というものをきっちりにするというのが一つ。もう一つは、そこから出てきた汚物は市町村が衛生的に収集、処分をする。第三番目は、都道府県や国はそれを財政的にあるいは技術的に援助する。こういう三つの原則があつて、この三者のチームワークで実はその地区全体の生活環境を清潔にしてい、こういうことになるのだと思うのですけれども、現行法にも、そういう意味では三つの原則というものが実はあるのではないかと、こう思うわけであります。

それで、それは一つは、今度の新法には、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物とに区分をしてお

〔増岡委員長代理退席、委員長着席〕

そうしてそれぞれの処理の体系を整備確立をするということが一つ。第二番目には、事業活動に伴って生ずる産業廃棄物については、事業者の責任を明確にするというのが第二番目だと思うのです。第三番目は、一般廃棄物の処理については、現行の清掃法における市町村の処理体系を踏襲する、こういうことがあるんじゃないかと思ひます。これは趣旨説明の中にも出てきています。そうしますと、新法にいう一般廃棄物の処理については、現行の清掃法における市町村の処理体系を踏襲するというのがあれば、いま申し上げた新法における一、二の原則というのは、実は、私は、別法によって取り扱ったほうがいいんじゃないかという気がするわけであります。

それで質問は、なぜ清掃法を改正をして、そうして廃棄物処理という、何と申しますか、名称そ

のものにしても、生活環境をよくするというのがイメージが実はない。私をして言わしむるならば、廃棄物処理法案というものは、実はそれ自身市民サイドに立つておらぬのではないかという気がいたしますが、この点について一体どうお考えなのか、お伺いをいたしたいのであります。

○内田國務大臣 山本さんの御意見、私はわかるような気もいたします。でありますから、それにまた実際の方法として、現実には市町村が中心となつて従来のごみ処理、屎尿処理などもやつてまゐっている。またそれらを担当する業者の組織もおられて、チームワークをやつてきたわけであります。私どもの考え方も、そういういままでの仕組みはできるだけそのまま生かした上に、新しい産業廃棄物の排出等の事態などにも対処するというところでございましたので、この法律の名称も、厚生省だけの考え方からいたしますと、清掃並びに産業廃棄物処理法とかというようにことで法制局に持ち出しました。しかしいろんな論議があつた木に、今日の清掃の問題というものは、屎尿とか一般廃棄物とか、いわゆるごみとかいうものをはるかに乗り越えて、そういうものも含むが、粗大ごみとか産業廃棄物というものが数量的にも非常に飛躍的にも多くなつてきているし、したがつて産業廃棄物処理法といへば、当然いままでの清掃の対象であつたものも入り得る、こういう考え方で廃棄物処理法という一本の名前に相なつた、こういうふうな経過をたどつております。中身におきましても、いままでの清掃法の体系は、いま申しましたようにでき得る限り生かす。ただ、いわゆるごみと申しましても、そのごみの中には、家庭から出る廃棄物のほかに、当然、事業者として協力を要するべき産業廃棄物が多く入つてまゐるので、したがつて両方を含んだ意味においてこの今度の法体系をつくつた、こういうふうに私は考えております。

山本(政)委員 廃棄物と言つた場合に、一つは

えるごみ、それから変わるごみという——こと
使いが妥当かどうか知りませんが、変わる

ますが、この計画の中では特に産業廃棄物は取り入れられていません。いわゆる現行清掃法による一般市町村によって行なわれる清掃事業の処理施設整備が目標でございます。

それからその整備五カ年計画の進捗状況でございますが、まず昭和四十六年末の目標といたしまして、対象人口を九千三百九十三万人、これは四十六年末における現行の特別清掃地域内の人口の想定数でございますが、これを尿尿処理施設に關して申し上げます、そのうち二千六百五十五万人は公共下水道等による処理にまかせることになっております。それから地域尿尿処理施設が二百八十一万人、尿尿浄化槽によりますものが一千二百四十八万人、尿尿処理施設によりますものが五千二百十万人、合計九千三百九十三万人分の尿尿を全部衛生的に処理するというのが目標でございますが、スタート時におきます既整備の施設を除きまして、全体の事業量は五カ年間で人口の八割割りで申しますと、公共下水道が一千四百九十一万人、地域尿尿処理施設は二百八十一万人、尿尿浄化槽が四百六十五万人、それから尿尿処理施設が一千五百二十九万人となっております。現在達成状況がどうかと申しますと、尿尿処理施設につきましては、四十五年末の計画といたしまして四千八百七十八万人まで処理できるということで、目標の数値に對しまして八五％でございます。それからごみにつきましては、同じく人口を四十六年末で一億四百三十七万人といたしまして、現在約七五％の達成率でございます。

○山本(政)委員 それじゃ、いまの問題からちょっと御質問いたしますけれども、尿尿のほうは八五％の達成率、あとはごみですか。

○浦田政府委員 あとの数字はごみ処理施設の数字でございます。四十六年度末の目標人口が一億四百三十七万人に對しまして、計画の達成率が七五％でございます。四十五年の計画でございます。

○山本(政)委員 ともかく、そうすると尿尿については八五％、それからごみについては七五％と

いうような状況の中で、今度、それ以外に膨大な一般廃棄物とそれから産業廃棄物が出てくるわけですね。この取り扱いがあるわけです。そうすると、そういうことに対する手当てというのはいまからやるわけでしょう。皆さん方はいまからやるわけですね。私は理解ができないのは、環境衛生をつかさどっているのは厚生省だ、その厚生省が実は尿尿とそれからごみということだけに少なくともいままでは限定されておつて、そうしてこういう公害についての問題がクローズアップされてきて初めて、これからひとつ計画いたしまして、こういふことなんでしょう。しかもそのことについて、これもあとから質問いたしますけれども、予算というものについて一体どういふふうなお考えを持っておられるのかということ、これはたいへん予算的にはずさんなものがあるのじゃないだろうか。ここに新経済社会発展計画というのがあります。そこには三兆一千四百億圓という予算が環境衛生については必要だと、こういわれておる。四十四年度から四十五年度にそれだけのものが、資料に従えば必要だとされているのだけれども、そういうことに対して予算措置というものをあなた方はお考えになっておられぬ。その証拠に、これは廃棄物処理法案の参考資料でありまして、あなた方もお手元にあると思うのですけれども、ここには尿尿処理あるいはごみ処理、それだけのものしか書かれておられぬわけでありまして、そうすると、産業廃棄物に對する処理については、一体どういふふうになっているんだらうか。ここにあなた方はそういうことに対してお考えが何も示されていないのです。これは政府がおつくりになつたやつです。新経済社会発展計画は政府がおつくりになつた。しかも清掃施設五カ年計画について、昭和四十二年に大蔵大臣と厚生大臣のお名前でおつくりになつた文章の中にも、これは入っていないわけですね。これは尿尿処理ごみ処理に限定されておるから、そうして局長のお話によれば市町村についてだから、こうおっしゃっている

るんだけれども、市町村について尿尿とごみというものを考えるならば、なぜ廃棄物というものを考えるにならないのか。同時に、それに対する予算というものについての見直しをお考えにならないのか。私が一番不審でならないのは、三兆一千四百億圓というものについて一体どのようにそれを調達し、そして厚生省の所管としては一体どれだけのものをお使いになるのだらうか、そういうことが何もここに記載されていないのです。だから厚生省のお考え方というものは非常に容易なお考え方になっておるのじゃないか。だから、問題が出てきてから、それを應急的に処置をするためにこの廃棄物処理法案が出てきているのじゃないだろうか。私が別法としてなぜつくりたくないのだと言つた意味は、そこにあるわけですよ。つまり清掃法を改正してしまつて、それにたたく込んで、突っ込んでいってしまえば廃棄物の問題については一応逃げられるというのが皆さん方のお考えじゃないんだらうかという気が実はしてならないわけですね。その点についてどうお考えになるか。

○内田國務大臣

いま議論されておりますように、尿尿あるいはごみ処理につきましては、昭和四十二年から昭和四十六年までの五カ年間で対象とした整備緊急措置法というものができておりまして、それに基づいて実は毎年予算を要求いたしてきておつたようでございます。政府委員からお答えをいたしましたその処理の達成率なども、おそらくその計画の中での達成率だと思いますが、しかし、今日のごみを論ずる場合には、いままでの市町村が処理してきた対象である、この法律による一般廃棄物とかいうことだけではなしに、産業廃棄物あるいは建設廃棄物その他の都市廃棄物みたいなものを対象にしなければ私は問題にならないような事態になってきておると考えておりますことは、これは山本さんも同感だと思います。

そこで予算ですが、さっきも政府委員からちょっと御説明が唐沢委員のお尋ねに關連してあつたと思いますが、実は来年度の予算について

は、この法律もまだできておりませんし、あるいはまたいまの五カ年計画も改定されておられません。しかし、實際問題としては法律があつてもなくとも、いまのごみ処理体系としては産業廃棄物とか粗大ごみの処理のことを考えざるを得ないというたてまえから、四十六年度の概算要求におきましては、この五カ年計画の対象外の粗大ごみ、産業廃棄物等の処理についての助成費というものも、一般会計並びに財政投融资の要求では実は出しておるわけでありまして、しかし大蔵省は、こんなものを出してきても、法律並びに既定の計画に沿っていないというふうなことを言うかどうか知りませんが、しかし、一昨日までの連合審査会におきまして、大蔵大臣も出席のもとでこの問題についてのやりとりもございましたし、今回この法律が制定され、またこれに即応して私どもも五カ年計画というものを来々くからさらけに新しい事態に沿つてやり直すわけでありまして、そういう状態をも含めまして、粗大ごみの処理、産業廃棄物の処理等を含めまして、来年度におきましては補助金だけで約六十二億圓——六十一億九千万圓という予算要求をいたしておりますし、ほかに財政投融资として三百億圓余りの要求も実は出しておるわけでありまして、これは四十五年の予算からいいますと、いまの六十一億九千万圓に相当するものは三十二億圓であり、財政投融资の三百億に相当するものは百八十億という金額でございます。したがって、予算の二五％増のワケはもちろん突破して、ちょうどその倍くらいにはなつておるわけでございますので、私どももそれだけの腰を据えて、今度の法律の制定と相關連した予算上あるいは財政投融资上の措置、またこれは紙の上だけの問題ではなしに、これから市町村、府県に對する指導体制の問題もございまして、この事態をほうりておけばいいということではなしに、いま山本さんから尋ねがございまして、たゞ法律が何かつくつておけばそれで済むというふうには考えておりません。法律があつてもなくとも、どうしてもやらなければなら

ぬ。しかし、いまの法律がいかに市町村を中心としただけの処理体系であり、またその対象の物件もいわゆる一般廃棄物を対象としたような形になっておいて、産業廃棄物やまた一般廃棄物の中でも産業廃棄物に類するようなビニール製品等もたくさん入ってきておる事態に対応するためにも、やはり法律の改正もやっておかなければ、市町村あるいは都道府県に対する私どもの指導体制、私どもの監督もできないということ、非常な善意と前向きなつもりをもってやっておりまことは、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○浦田政府委員 それから、お尋ねの新経済社会発展計画の中身についてでございますが、これは産業廃棄物の処理施設の整備というものも含めまして、昭和五十年年度までに三千五百億円というものが入っております。その中身としては考えているわけでございます。それで、その中でさしあたり四十六年については、いま大臣からも御説明がございました事業について手当てしていく、こういう考え方でございます。

○山本(政)委員 私が申し上げたいのは、そういうことももちろんありますよ、そういうこともありますけれども、つまり予算要求が二五%をこしているんだ、だから努力しているじゃありませんか、そういう大臣のおっしゃりようだと思うのですけれども、そうではなくて、予算が二五%をこす方が、あるいは場合によっては五〇%をこす方が、先ほど申し上げたように、生活環境がきれいにならないければならぬのだということなんでしょう。そうすると、少なくとも大臣のおっしゃるような金額では少ないのではないだろうか、私はこう言っているのですよ。つまり新経済計画というもののについては三兆一千四百億です。局長さんがいま金額をおっしゃいましたけれども、これは昭和五十年までですか、そういうことなんです。政府の言っている新経済社会発展計画というものは、一年間なんです。四十四年から四十五年の間ですよ。だから、その辺政府のかまえてというものが全く違うわけですよ。もちろん、おっしゃりようはわかります。まず法律をつくっておかないと、そう予算も要求できないということもわかりますが、しかし、そんな廃棄物処理法では、いつまでたっても生活環境はよくなるものではないか、こう私は申し上げたいのです。

時間があまりありませんので、ちょっと法文の質問をいたしたいのですけれども、ここに第二条の定義があります。この定義は、物で区別しているのか、あるいは排出源で区別しているのか。区別の基準は一体どうなんでしょう。

○浦田政府委員 廃棄物全体については物で分けておるわけですが、産業廃棄物につきましては排出源でもって分けておるわけでございます。その残りが一般廃棄物ということになりますので、これも排出源により区分けになるわけでございます。

○山本(政)委員 廃棄物一般については、物で分けているわけですか。

○浦田政府委員 廃棄物といたしましては第一項のものでございまして、これは特別のものをあげまして、つまり、物でもって定義をつけているわけでございます。第二項の「一般廃棄物」と申しますのは、第三項においてきめております産業廃棄物以外のものということで、第三項は「産業廃棄物」といふことで、その排出源がはっきりしているわけでございます。なお、その中から特に政令で定めるものということで、産業廃棄物についてはさらに範囲が特定されるという形になっております。

○山本(政)委員 廃棄物というのはここにありません。そうすると、一般廃棄物の中には、従来でいえば家庭廃棄物というものが一つある。それに家庭廃棄物プラスアルファというのがありますね。そうすると、産業廃棄物の中には、これは排出源ということで産業廃棄物、こうなっているところ、この産業廃棄物というのは、これからあとで質問をいたしますけれども、一般廃棄物プ

ラスアルファという、そういうおそれが出てきませんでしょうか。つまり、一般廃棄物のうちの家庭廃棄物——家庭廃棄物プラスアルファというのが実は一般廃棄物だといわれておるけれども、それにもう一つプラスアルファがダッシュがつきはしないだろうか、それが産業廃棄物としていわれておるはしないだろうか、こう思うのですけれども、この点はどうか。

○浦田政府委員 第三項に定めております産業廃棄物につきましては、以下たとえば第三条その他でもって、いわゆる事業者の責務ということと明確に義務づけておるわけでございます。また、これらに関する法令違反ということについては罰則がより重くかかるという形になっておるわけでございます。まして、こういったことから、産業廃棄物についてははっきりと政令でもってこの範囲を明確にする必要があるというところでございまして、それから、一般廃棄物とは違ってそれ以外ということになるわけですが、この一般廃棄物にプラスアルファがつくという考え方は、先ほど山本先生も御指摘のように、物によって分けた場合には同じ物が、排出源によりましていわゆる産業廃棄物あるいは一般廃棄物、両方に分かれるというような場合も考えられるわけでございます。たとえば八百屋さんの店先から出る大根の切りくずとかというものを一般産業廃棄物という範疇に入れるべきかどうかという実上の問題があるわけでございます。したがって、これらにつきましましては、現行もそうでございますが、むしろ現行やっております市町村の清掃事業の体系でもって処理していったほうがよろしいのじゃないかということもございまして、それがプラスアルファといえるかと思ひます。

○山本(政)委員 それでは事業活動によって生じた廃棄物という意味は、どういう意味なのですか。たとえばお肉屋さんでもいいです。お肉屋さんでビニールで持ってきた、これは事業活動によって生じたものじゃありませんか。ビニールそのものは、一体それを要するに一般廃棄物としてきめて

いいの。これはあとでたいへんな問題になると思うのです。一般廃棄物として考えられるのか、産業廃棄物として考えられるのか、どっちなんだろう。考え方がいへば、それは事業活動によって生じたというはかないわけでありまして、つまり大根とは違ひますよ。あなたのおっしゃる大根の切れ端とは違ひます。そこに産業廃棄物とかあるいは廃棄物処理、もつと言え、廃棄物処理法が出てきた最大の原因があるわけでしょう。そうしない、これは清掃の問題として将来大きな問題が出てくると思うのですよ。

○浦田政府委員 そのような場合、一たん消費者の手に渡りまして家庭から排出される場合には、これは一般廃棄物となるわけでございます。

○山本(政)委員 ですから、そういうことからいへば、そのことによりまして処理範囲が非常に拡大されるということになります。もう一つ、第二番目には排出者の責任原則というものが非常にいまいになってくるでしょう。この第三条には「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならぬ」といふことが述べられておる。しかし、それがともすれば、もしあなたのお答えになるようなことになってくるならば、だんだんとそれがぼかされてくるということなんです。その点一体どうなんでしょうか。

○内田国務大臣 これは私はそれほどのことを四角四面に考えないで、全く内輪のつもりで話して申し上げます、山本さんお尋ねになったところのことを私はちやうと議論いたしました。議論いたしました結果、こういう整理になりました。それはつまり、産業廃棄物というのは産業活動に伴って生じた物質のうち、ある特定のものをだけをここに掲げておられます、それ以外のものは、たとえば具体的に申しますと、乳製品メーカーあるいは化粧品メーカー等がそれをプラスチックの容器に詰めて売った。買ったほうの一般消費者は、もう容器や何かに不要になりますので、家庭から生ずる廃棄物になってしましますが、そ

これは一体産業廃棄物として論ずべきか一般廃棄物として論ずべきかという議論になります。ところがここでは産業廃棄物というのは、その産業の過程において直接生ずるものであって、一般消費者のほうに回ると、ビニールの袋も容器もその消費者の家庭から出る限りにおいては、一般廃棄物をもって論ぜざるを得ない。そこで第一次的には、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物は、それは自分で始末しない、あるいはまたそういうものが出ないよう努力しない、また出た場合には再生利用をして、これは三条のほうに入ってまいりますが、そういうものが少なくしか出ないよう努力しないということに加えて、そこでつくったものが商品として消費者に渡って、消費者から出るものが処理しやすいようなくふうも十分しない。これはいまの乳製品等で申しますと、牛乳のワンウェー・プラスチックボトルでありますとかいうようなものがいま問題になっておりますが、そういうようなものが、牛乳は自分のところでつくる、それから容器は人のところから買って、それに詰めて、それを消費者に売った場合に、消費者から発生するそういうものについて、容器等についても、その容器の生産者、容器を販売する者は、それらが処理しやすいような状態をとりなさい。これがために私どもは用意がございまして、そういう処理をこちらから第三条を援用して指図ができるような状態でない限り、別に食品衛生法等による許可は与えないという実は腹づもりがございまして、そこは処理するということでは実は割り切りました。

あなた方は物による考え方でやったわけですね。このものは、要するに処理をするにはめんどろからということ、いまのところ差しとめられていくわけでしょう。局長の御答弁というのは、これは排出源じゃありません、物によるあれだということになっておる。それだったら、物だつたらどうなるんですか、これ。私はその辺がよくはつきりわけがつかないんだけれども、第二条の場合は物によって区別をしたのであります、排出源については二条の三項であります、こう言っているんだけれども、現実にはいまワンウェーシステムについてあなた方が賢明な処置をおとりになされたことは、物による区別のしかたでおりになったわけでしょう。しかもヤクルトの考えておるボトルというのは、これはまさに廃プラスチックになるわけですね。そうすると一体どうなるんしょうか、私自身がよくわからぬようになつてきたんですけれども……

○内田国務大臣 それは家庭ごみ、一般廃棄物もどこのつまりはだれか業者がつくったものだと思います。魚を食べば、それは魚屋が、市場、会社あるいはそこへ入る卸売業者、小売業者等が事業として取り扱った魚を消費者のために家庭に配る、その骨や頭が今度は、産業廃棄物じゃなしに、一般廃棄物になるわけです。野菜を食つても、それはやっぱり野菜の販売業者が処理したものでありますから、発生源という角度に立つと、産業廃棄物のようではありますけれども、いづれも第二条の定義ではものに着目をして、産業廃棄物というのは発生者が発生するある種のものだけについて産業廃棄物という考え方をとろう。そこで、ここではいまのプラスチックにいたしましても、プラスチック加工工場工場の中で生ずるプラスチックのきれ端については産業廃棄物でありますけれども、それに牛乳なり化粧品を詰めて家庭に配られて家庭から出るものは、同じプラスチックであってもそれは一般廃棄物になるわけでありまして、そこで、一般廃棄物については、そういう処理困難なものを含んだ新しい意味

のごみを処理するための体制を整えますが、もともそういう処理しにくいものをつくるのはやはり事業者なんだから、事業者はそういうものをつくらなくて消費者に売るときに、産業廃棄物ではないけれども、十分あとで処理しやすいような注意をしてください。注意をしない限りそういうものの使用は、もうメーカーといひますか、産業者に認めないことあるべきことを実はここで保留いたしておるようなこととございまして、御理解いただけたらと思います。

○山本(政)委員 清掃法に排出者の責務について書いておると思うのです。排出者の責務については、私は清掃法のはうがわりとしっかりしておると思うのです。五条の(清潔の保持)、六条の(汚物の処分)、特に七条の(多量の汚物の処理)、あるいは八条の(特殊の汚物の処理)、そういうものについては市町村が排出者に対して処分を命令することができ、こういっておる。ところが、この廃棄物処理法によりまして、そういうものについては非常に甘いのではないだろうか。特に産業廃棄物については「減量」ということがうたわれおる。ここに、条文の中に減量をうたわれているけれども、しかし、生活環境審議会ですかにいわれているように、無害化、安全化というようにおられるのです。これは一体どうしたわけなんですか。少なくとも産業廃棄物については、特に化学製品の場合には、無害化、安全化ということが強調されてしかるべきだけれども、何にもこれが条文の中にうたわれておらぬわけですね。減量しないといふことだけであります。一体どういうわけであらうなんでしょうか。

○浦田政府委員 現行法におきます第七条(多量の汚物の処理)、または第八条(特殊の汚物の処理)という規定は、まあ大部分はいわゆる産業廃棄物にかかると読めるわけですが、今回の法改正によりまして、いままでやもすればその点が明確に欠けうらみがありましたのを、はっきりと第九条におきまして——第三条もございま

すが、第九条におきまして、産業廃棄物につきまして「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならぬ」と、責任を打ち出しておるわけでございます。

それから、お尋ねの無害化、安全化ということにつきましては、その具体的な事業者の処理の中身といたしまして、第十一条で、特に二項、三項におきまして、厚生省の定める基準ということ、あるいは政令で定める基準ということでもって処置していく考えてございます。

○山本(政)委員 それじゃ、具体的に示しなうか。私が何でそういうことを申し上げるかという、兵庫県の宝塚ですか、あそこで三百人くらいの子供たちがみんな目のどろが痛むということ、これはおそらく光化学スモッグであろうといわれておった。ところが、実際に調査した結果は、プラスチック製品を焼却した際に有毒ガスが出る、それが原因だったわけでありまして。いわばこれは第二次公害ですよ。何で私が第三条が非常に甘い規定であるということを示し上げるかという、また新法の第六条も、一般廃棄物処理法の許可基準についてたいへん甘いというのは、一前条第一項に規定する区域内においては、その区域を管轄する市町村長の許可を受けなければ、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行なつてはならない。こう書いてあります。ところが、清掃法はそうではないのです。もつと厳密ですよ。清掃法の十五条の二には、「市町村長は、当該市町村による汚物の収集及び処分が困難であり、かつ、環境衛生上の支障が生ずるおそれがないと認められるときでなければ」許可をしない、こういっているのです。何で清掃法で厳密に規定したものをここで骨抜きにしているのですか。「困難であり、かつ、環境衛生上の支障が生ずる」という心配がある場合にはおろさぬと、中にはその項がないのです。清掃法で厳密にきめませんが、この中では骨抜きにされておるじゃありませんか。なぜ骨抜きにされているのですか、

はつきり御答弁願いたいと思うのです。

○浦田政府委員 今回の改正につきましては、まず、現行の市町村において行なわれております清掃事業は原則としてそのまゝの体系にする、新たに加わった産業廃棄物の処理問題については新しい考え方でもって処理するというのが原則であると思つたわけでございますが、それに伴ひまして、形の上からはほとんど全面改正になつたわけでございます。組み方も違つてきたわけでございまして、したがらしまして、法文の作成上、できる限り現行の分についてはそのまま踏襲するように考慮したところでございますが、条文の整理上、いままでの清掃法に盛り込まれております原理原則が明確であるという場合には、場合によってはそれを整理するということをあわせて行なつたのもまた事実でございます。

今回の改正におきまして、第五条の第一項、第二項によりまして、市町村のみから処理するという原則、すなわち一定の計画の内容につきましては市町村みずからやるという原則に従うことは明らかでございますので、第六条第二項は、実際に発動することはむしろまれなケースとして起るのじゃないかというふうに考えるわけでございまして、また、現実の問題として一般廃棄物処理業、現在の清掃事業をやつておる業者もないわけではございませんで、まれではございまいけれども、計画の中に業者を入れるという余地は残しておかなければならないということでございます。さらに整理されたものでございます。

○山本(政)委員 私は、直営の原則というのを局長が非常に力強く主張されたことに對しては、たいへんけっこうだと思つたのです。だけれども、余を残すのに、非常にゆるやかな余地を残したほうがいいのか、あるいはきびしくしたほうがいいのか、これは私は不法廃棄とか不法処分というものがあつたから申し上げるのですけれども、それなら、なぜ新法に、前条第一項に規定する区域内においては、その区域を管轄する市町村長は、当該市町村における一般廃棄物の収集及び処分が困難

であり——あるいは運搬も入れてもけっこうだと思ひますが、同時に、環境衛生上の支障が生ずるおそれがあるときに限って許可する、ということになつておられるに限りません。あなたも直営を原則としておられるのだと言つたのだらう、それだけきびしいものを入れて、そして、やむを得ざる限りにおいて下請というものを認めるというところが私は正しいと思つたのです。なぜそういう主張をするかということ、これから大型ごみ、粗大ごみとかいうことになりまして、なかなか資本ではできません。だから、都道府県が広域的なごみの処理あるいは廃棄物の処理について責任を負うんだということをあなた方はお書きになつたのでしょ。非常にお金がかかると思つたのです。事業者に対しては、それだけ厳密にしていればすんですよ。何でもそこそこの甘さでい——そしてそれは法文の整理上何ら支障がないではありませんか。その点お考え直す必要がありませんか。大臣、それをひとつ……。

○内田国務大臣 どうも山本さんにさからうわけではございませんけれども、私は一向差しつかえないと思ひます。市町村長がやる、しかし、市町村長がやらないうで、市町村長が下請させている業者を、市町村長がそのほうがよいと思つた場合には、これは一定の基準に従つて許可したほうがよい。ただし、その許可はルーズな許可をしていけないというところで、六条第二項に、市町村長は一定の「計画に適合するものであり、かつ、環境衛生上の支障が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、前項の許可をしてはならない」ということを書いておられるのですから、昔の法律がいいというよりも、昔の法律ではカバーしにくくなつてゐるから、いませつかくこういふようになつた。昔の法律によりまして、尿尿を特定地先海面二百メートルよりも先に持つていつて捨ててもいいようなことが書いてあるのです。私はそういうことはよくないで、法律のたてまえとしてはやはり改正されたほうがよいと思つて改正させておる。しかし、山本さんのおっしゃる意味はわかる

のですよ。法律の問題ではなしに、ごみ処理には歴史があつて、従来から請負業者も市町村もやっておるので、いろいろそういうような組織上の実態もあるのですから、私はそういう配慮を行ないまして、全部こわして法律をつくるのではなしに、一般廃棄物については、市町村あるいは市町村のもとにおける業者の組織というものを、現行のままでできるだけ生かすというふうなことをとりながら、新しい事態の産業廃棄物その他いろいろものに對する世の中の頭の進歩というものを取り入れて実は法律をつくつておるつもりでございます。もし、あなたの言うようなことをやりますと、厚生省の頭が古い、まだ昔どおりのことを言うのかと必ずおしかりがあるに相違ない。その辺は注意をいたしまして、提案理由の趣旨におきましても、わざわざ「第三に、」というところで、現行の清掃法におけるところの体系を踏襲ということをおし上げておられます、これはぜひこの辺で御理解をいただきたいと思ひます。

○山本(政)委員 私が申し上げたのは、何もそんなことを言つてゐるのじゃないのです。清掃法の十五條の二は、「市町村長は、当該市町村による汚物の収集及び処分が困難であり、かつ、環境衛生上の支障が生ずる」——こういつてゐるのですよ。そのときには下請にやつてもやむを得ないのだ、こういう考え方が貫かれてゐるわけでしょう。これが局長の言う直営の原則なんです。直営の原則がなぜ必要かというときは、むしろ下請業者に安易にそれをまかしたときには、大臣のおっしゃる通りに、不法投棄とかなんとかいふことが行なわれるから、こういう考えがあるのだと思つたのです。そうすると、廃棄物の場合だつて、同じことが生じやしないか。つまり新法のような考え方をすると、いたづらに下請業者に出していつて不法投棄や不法処理やらが起る可能性がなきにしもあらずでしょう。そういう可能性というものがむしろ多いと見なければなりません。だから、困難であり、かつ、環境衛生上支障がある、ということを入れたほうがよいのじゃないだらうかとい

うのが私の主張なんです。古くも何ともありませんよ。きれいにする、生活環境をよくするといふ原則を私は貫いてゐるつもりなんです。もう一ぺんお願いいたします。

○内田国務大臣 現実には、市町村長が固有業務として清掃処理をやることは従来と同じで、その辺のことは十分頭に置きまして、しかし業者がやる場合には、市町村長が自分にかかつて法の六条一項、二項等にありますような範囲内においてやらせる、こういうことは従来と同じで、私どもが市町村の仕事を業者を第一としてやらせるといふことに考へてゐるわけでは決してございません。これらのことにつきましては、私は実はあまり氣もつきませんでした。厚生省の諸君が市町村と接して非常に苦勞もしておられて、その辺は十分頭に置いて新しい法体系の中にいままでの仕組みはそのまま生かすということをやつて、苦勞してきておられて、現実的にはあなたのおっしゃるのとおりなことでも心配はないと私は考へております。

○山本(政)委員 それじゃ、しつこいようですが、けれども再度お伺ひしますが、法文というものは厳格にやつておらなければ、それは非常に甘く解釈されるわけですよ。現実にはそういうことは幾らでもあるじゃありませんか。困難と書いてありません、環境衛生上支障があるとは書いてないじゃありませんか。というものが今後のあなたの方の答弁になるのですよ。つまり、何かトラブルがあつたときに、だから許可をいたしましたということになりかねないから私は言つてゐるわけですよ。政府はいままで、公害の問題に關しては特に法律の拡大解釈をすつとやつてきてゐるじゃありませんか。公害の問題に對して、これは拡大解釈をされたことはありません。もう一ぺん答弁をお願いいたします。

○内田国務大臣 これは市町村がやるか、あるいは市町村長の監督のもとに市町村における特定の業者がやるかということ、厚生省が許可をするわけではございませんで、ここに書いてあります

ように「市町村長の許可を受けなければ」というので、その市町村長が業者に一定の衛生基準を守らせながらやらせるほうがいいと思う場合には許可をする場合もあり得るでございましょうが、市町村長がみずからやっつて十分だという場合には市町村長が許可を与えなければそれで済むわけにございまして、おことばのように、厚生省が甘過ぎて、それを市町村長にやらせないで、厚生大臣が業者に許可するということは全くありませんから、御懸念はないと私は思います。

○山本(政)委員 そうじゃないのですよ。市町村に現実にはそういうことが拡大しつつあるのです。これは尿尿処理、ごみの収集、処理についてそういうことがあるのですよ。だから私は申し上げておるのです。不法処理の問題が至るところにありますよ。だから、そういうことについての規定をきちんとしなければならぬじゃないかというのが私の言い分なんです。だから、大臣のほうで私の申し上げておることについて何か勘違いをされているのじゃないかと思うのですが、局長、もう一ぺん御答弁願います。

○浦田政府委員 先ほど御説明したとおりでございますが、今回の条文の表現は、中身は現行のものと同様上は全然変わりがないと考えております。また、いままでの実績でございまして、市町村直営思想というものに基づきまして市町村における清掃事業の指導もいたしました。年々、廃棄物処理業者の数は減少してきておるという状況でもございまして、おことばを返すようにすけれども、特に御趣旨のような文言を加える必要はないのかと考えております。

○山本(政)委員 これはあとで先輩の田邊委員からももう一ぺん御質問があると思いますが、そういうことについて私はたいへん残念に思います。一般廃棄物については清掃法を全面的に踏襲しているのだというところをおっしゃりながら、肝心な点になるとそれを抜かしておられるということは、私は厚生省のお考えとしては見識を欠いた考え方だと思ふのです。

いまの関連がありますので、その第九条ですけれども、事業者の排出責任原則として九条の一項があるわけですね。そして、市町村については単独もしくは共同で、それから広域にわたる処理については都道府県で、こういうふうになっておると思うのですけれども、九条一項の「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならぬ」という原則は、事業者の排出責任原則だけでも、ほんとうにその原則を貫いていくとするならば、前処理ということについてもっと明確な規定を置くべきだと思うのですけれども、置いておきません。この点は一体どうなんでしょう。

○浦田政府委員 先ほどお答えしたと思うのですが、十一條の(事業者の処理)の中身といたしまして、第二項では「事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行なう場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければならない。第三項では「事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、厚生省令で定める基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない」ということで、その中身といたしまして除害、除毒、安全無害化といったようなことについては十分配慮できるものと考えております。

○山本(政)委員 そうおっしゃっておられるけれども、安全無害化ということは一つも入っておられないわけですよ。しかも、これはきわめて抽象的に、「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」「ただこれだけのことなんです。」「一条ですか、「事業者の処理」というのがもちろんありますね。だけれども、これは運搬、処分、そして産業廃棄物の処理を業として云々と書いてあるけれども、ただそれだけのことでありませうか。このことについては清掃法にだって似たものがあるのですよ。全面的に改正したと言っているけれども、このあたりの条文については全面的に踏襲しているんです。つまり、皆さん方のおっしゃっていることは、要するに清掃法において都合の悪いところは削除し、きわめて都合のいいところは

清掃法を全面的に踏襲しているという、たいへんずるいやり方をやっておるわけですよ。そして、産業廃棄物をとすれば一般廃棄物にしろ寄せさせて、それを地方自治体に負担させている、それが実態じゃありませんか、この法案の性格からいえば、その点は一体いかがです。

○浦田政府委員 その点では、むしろ従来はつきりとした基準がなかったわけにございまして、今回の十一條の第二項、これは政令にゆだねることになりますけれども、産業廃棄物に關しまして収集、運搬及び処分に関する基準というものを新たに設ける考えでございまして。

ここで、具体的にいえばどういった場合かというふうな疑問があるいはおありかと思いますが、このような処分をする場合には、当然、人間環境に影響のないような形でもっていただくならないうことと、たとえば産業廃棄物の汚泥につきましては、有毒物質または特定有害物質の混入率を一定にするとか、あるいは含水率を一定パーセント以下にするとかいった基準、またタービッチ問題につきましては、焼却原料を一定パーセント以下にする、有毒物質または特定有害物質の混入率を一定以下にといったようにきちんと定めるということになっております。

それから第三項の、保管しなくてはならない場合の厚生省令で定める基準、これは従来なかった規定でございまして、また、それに加えて、第四項によりまして、都道府県知事は、事業者のこのような産業廃棄物の運搬もしくは処分が基準に適合しないといったような場合には、その変更命令あるいは必要な措置をとることを命ずることができるということで、きびしくなっております。

○山本(政)委員 それでは、ちょっと具体的に質問いたしましょう。たとえば、いまタービッチというものがありましたね。タービッチの処理、処分をする。そうすると、処理あるいは処分の方はいかにしては、これをもう一ぺん再処理、再処分しなければならぬ場合も出てきますね。あ

るいはプラスチックならプラスチックの廃材というものがたくさん出てくる。これをどこかに処理、処分しなければならぬ。しかし、これはそのまま土壌の中に埋めるわけにもいかぬでしょう。そういう場合に、今度は市町村なり都道府県なりがこれを処理する。そして、兵庫県の宝塚の例のように、何か第二次公害が起きたときには、一体その責任はだれが持つのですか。市町村が持つのですか、都道府県が持つのですか、それとも事業者が持つのですか。その点は一体どうなんでしょうか。つまり、第二次公害が起きた場合に、その最大の、そして最終の責任者といえますか、それは一体だれなんです。

○浦田政府委員 事業者がたとえば産業廃棄物をその工場から出すという場合には、必要に応じては、それを一定の法以下に截断する、こまかく砕くといったような前処理を必要とするようになると思います。その施設は当然事業者の費用でもってまかない、その運用もまかなう、こういうことになると思います。

それから、それを運搬いたしましたして、このような形であるならば市町村側の焼却施設あるいは特定の施設がそれを受け入れてもよろしいという判断で受け入れる、そういう場合におきます焼却の費用というものは、これは応分にやはり事業者が負担することになると思います。ただし、市町村の持つておる焼却施設から出るいろいろなばい煙その他の公害発生の原因についての責任ということになりますと、これはその市町村長、その施設を維持管理しているものたちにあると思ふます。

○山本(政)委員 だいぶ具体的にになりました。たとえばプラスチックを截断するまでは事業者の責任ですね。これが一つですね。確認いたしました。

第二番目に、今度は工場で焼却をする場合の費用に対しても事業者の負担ですね。そうすると、それを焼却することによって生ずる第二次公害といいますが、そういうものについての設備につい

ては地方自治体がやるというわけですね。

○浦田政府委員 市町村といたしましては、その設置、維持管理しております焼却施設の能力に適應するものにして事業者が運び込むというように命ずることが出来るわけでございます。したがって、実際問題としては、その当該焼却施設から有害なガスあるいは有毒なばいじんが出るというものはあり得ないわけでございます。いづれにいたしましても、この産業廃棄物の処理に關しましては、終始一貫して事業者のほうの責任ということになるわけでございます。

○山本政委員 どうもそこがはっきりしないのですがね。截断は事業者の責任、そして要するに処理施設に対して、そこまでは結局適応する能力にして飛び込めというのですか。そうすると、依然として化学成分としてのプラスチックのそういう本質的なものは残るわけですね。そうですね。それを今度は焼却するわけですよ。焼却をしたときには、今度はガスが煙が発生するわけですよ。そうすると、この発生した責任は一体どうなるかと私は言うのです。本質というものは残ってくるのですから、どんなに截断しようが、変形しようが、焼却すれば有毒ガスあるいは煙は出てくるのですから。そうすると、それは設備をしなきゃならぬ市町村が責任があるのだ。市町村はそういうものを当然設備しなきゃならぬ、こうなるわけですね。その点いかがなんでしょう。

○浦田政府委員 山本先生のお話、二つの話があるかと思ひます。

一つは、事業者がプラスチックの処理を全部自分の施設内で行なう。つまり、焼くのもその事業場の焼却施設で焼く場合と、それから、そういった焼却施設を個々につくるのにたえられなくて、共同で処理するという形でもって事業場外に持ち出して処理する。その場合に、事業者の共同処理施設という場合と、また一般市町村の処理施設というものにゆだねる場合と分かれると思ひます。

第一番目の場合は、これは事がおのずから明らかであると思ひます。第二番目につきましては、これはただ形を変えただけで、やはり第一番の場合に該当するものと思ひます。共同処理施設でございますが、これは利用者がみずから全部が出し合つて処理し、あとの維持管理をするということになるわけでございますので、第一の場合に該当します。

したがって、問題は第三の一般市町村の焼却施設において、事業主が廃棄したプラスチックをどのようにして受け入れ、処理するか。また、その場合に起こる問題はいかんといいようになるかと思ひます。この場合には、まず第一にその運搬の費用、それからその施設を利用する利用費、これはすべて事業主の責任でございます。また、市町村側といたしましては、その場合は焼却施設のりっぱなものをつくつて受け入れができるように対処するということになるわけでございます。したがって、場合によりましてはプラスチック専用の焼却施設をつくる、あるいは出てまいります有害なガスの除去装置をつくるといったようなことでそれに対処すべきものと考へております。

○山本政委員 一つの工場の脱硫装置をきちんとする場合ですら、企業というものはそのことに對してなかなか進んでおやりになるうとしない。ましてや、廃棄物の処理施設というものをかりに共同、つまり複数でやる場合ですら、積極的に企業のほうでそれをおやりになると大臣考へておるか。

○内田國務大臣 現実の問題、いろいろあると思ひますが、この法律では、事業者の処理あるいは前処理等が、厚生省令ですか政令ですか、定める基準に合わない場合には、都道府県知事が改造命令ですか、処理の変更を命ずることが出来る。その命令に従わない場合には、これは単なる罰金ではなしに、法律のたてまえは体罰までも用意してある、こういう規定を準備しておるわけでございます。しかし、それは現実にはその産業廃棄物を処理する際に、ガスが出るとかばいじんが出るとかいう問題を徹底的に私ども防ぎたいと思ひます。

が、さかのぼつてまいると、そういうプラスチックというようなものの生産を一体どこまで減少させるかという問題にもなる場合もあるうかと私は思ひます。

○山本政委員 罰金最高十万円。懲役ももちろんあります。懲役もありますけれども、罰金は五万円、十万円ですね。そんなものでやつたら、企業のほうは喜んで五万円や十万円を出すのじゃありませんか。共同施設をつくるのに比べれば安いものです。かりに私が企業者であるならば、そして良心的でないならば、喜んで五万円や十万円出しますよ。そんな甘つちよるいものがどこにありまうか。そういうことだからだめだ。罰金が一億とか五億ならわかりまうか。五億あれば一つの清掃工場ができるでしょうから。罰金がある、体刑があるからといって——体刑だつて要するに最高の責任者のところにはいかぬ法体系にいま現実になっているのです。そうすると、最終的な責任というものは、要するに地方自治体にし寄せをされるということにしかならぬじゃありませんか。

何で私がこれを申し上げるかというところ——自治省の方、来ておられますか。——国の補助金ですよ。国の補助金というのは、この廃棄物処理法に關しては、清掃法と同じで、市町村には補助金を出すけれども、都道府県には出さないことになっているのでしよう。これは一つの例ですよ。武蔵野市と三鷹市が共同でごみの処理施設をつくつてい

る。四十三年、四十四年の共同事業のお金は二億三千万円の予算です。国の補助はその中で幾らあるとお思ひになりますか。一千三百万ですよ。し寄せをされて、そして補助金はそんなものだ。そんなことで局長のおっしゃるような、企業も責任を——要するに単独でそれがやれないとするならば共同でやれという。共同もそういうふうにならば金がかかるとすれば、罰金覚悟でそれをつくらぬということになつてくるのです。いやでもおうでもかかってくるのは地方自治体じゃありませんか。そのときに、いまのような例の中で、二億

三千万円のうち国の補助は一千三百万。いいですか、起債の一億三千九百万、市の持ち出し二千九百五十五万という、つまり半額以上が今度は市民の負担になつてゐるのですよ。そういうことを平然と国のほうはお考へになつておるし、そして、そういう処理法案についての思想が貫かれています。自治省の方のお答えをお願いしたいと思ひます。

○長野政府委員 問題が二つあるわけでございますが、一般の廃棄物と、それからいま問題になっておりますのは産業廃棄物が問題になつておりますが、一般の廃棄物につきましては、これは従来からたてまえといたしましては、先ほども厚生大臣が申し上げましたように、市町村の固有事務といひますが、そういう考へ方でお出しされておる。したがつて現在のところでは、市町村の単独事業的な色彩が非常に強くなつてきております。その点で、補助も国から出されておりますけれども、その点につきましては、厚生省と私どもといひる意見の違つたところも実はございまして。私どもは、どちらかと申しますと、現在の補助対象に採択しておられる基準というものは、どうも少し実情に即さないのではないかと、どうも少し実情に即さない、これは今後とも厚生省の御当局に大いに奮発してもらふように私どもはお願いをしておるところでございます。逐次改善がはかられていくと思ひます。

産業廃棄物につきましては、いろいろお話がございましたが、私どもは、法案にありますように、産業廃棄物の処理は事業者がみずから処理するが基本のたてまえだと思ひます。したがつて、産業廃棄物につきまして、市町村は当然に産業廃棄物を処理するということじゃなく、一般の廃棄物とあわせて処理するようなことが適當であり、あるいは可能であるというふうな場合に市町村がする。あるいは広域的に処理する必要がある場合には府県が考へていくというふうなことでありまして、その場合にも、産業廃棄物

の処理は事業者の処理が原則、たゞまででありま
すから、これに対する経費につきましては、施設
費については企業者の負担、あるいはそれが不特
定多数の場合でありますならば、いわゆる手数料
といひますか、処理料といひますか、そういうも
のにはね返しまして、当然に事業者が負担する、
こういうのが私はたゞまでであらうと思ひます。
その原則の上にこれが考えられていく。したがっ
て、国の補助その他の規定におきまして、一般
の廃棄物と同様には考えておられません。産業廃
棄物については、そういうたゞまでがありません。
から、そのことが従来の規定から変わっております。
こういうことのように私は理解をしております。

○山本(政)委員 産業廃棄物の処理については、
自治省のほうが私は厚生省より前向きのような感
じが実はするわけです。

もう一べん第九条に戻りたいのですけれども、
事業者のほうで処理をする、それから共同で処理
をする、それができない場合には市町村、広域的
には都道府県ということになるのですけれども、
結局、それだけの補助、つまりいまの国の補助と
いうのは、処理施設の整備については補助率が四
分の一ですね。そういうことで、実際については
非常に地方自治体が苦勞をする。そうすると、要
するに資金の調達もあるでしょう。融通あるいは
あつせん、そういうことをすることも書いておる
けれども、しかし、なかなかそれができなくなつ
てくる。なかなかそれができないということにな
れば、安全でない有害なものが、結局市町村、あ
るいは都道府県といつてもいいのかわかりませ
んが、ともかくも地方自治体の処理施設から出て
くるということになって、私は手数料の問題を
とつても、非常におかしな問題だと思ふのです。
そうなつてきたら、被害者が手数料を負担するこ
とになると思ふのです。

時間がないからそこまで触れられませんが、
も、しかし、いづれにしても最終の被害者とい
うのは、地方自治体もしくは市民だということに
なつてくる。わからないのは、九条に、その産業

廃棄物をみずから処理をしなければならぬとい
うことに対して、何で、無害かつ安全という項
目が入れられないのだらう。それが入れられなけ
れば、結局は、最終的には一番末端の自治体もし
くは市民が被害を受けるのじゃないだらうか、こ
う思ふのですよ、あなたの話を聞いている限り
は、安全、無害ということをお入れになる気持ち
はあります。あなた方は生活環境審議会で
ちゃんとそういうことを書きに書いてあること
を御存じないのでしようか。そこまですらないと、
要するに事業者の責任というものは免罪されない
と私は思ふのです。

○浦田政府委員 なるほど先生のおっしゃる御意
図はよくわかるわけでございますが、この法律の
そもそもの目的が、第一条にございますように
「廃棄物を適正に処理する」ということで、項目
的にはつきりとうたつてありますし、また「生活
環境の保全及び公衆衛生の向上を図る」というこ
ともあわせてうたつてあるところでございまして、
また、先ほど申しましたように十一條におき
まして、その適正な処分基準というのに関しま
しては、それぞれ政令または省令で定めるとい
うことでございますので、全体的な立場から考えま
した場合には、特にここに先生の御指摘のような字
句を入れる必要はないのではないかというふうに
考えております。

○山本(政)委員 適正というのは多分に主観的な
考えが入るのである。安全、無害というのだった
ら、これは非常に客観性を帯びているのです。あ
なた方は、何かそういうことにトラブルがあつた
場合に、これは適正ですということ逃げようと思
へばお逃げになることができるのです。私が
言つてゐるのはそのことなんです。幾らもいまま
でそういうことをお使いになつて逃げておる
じゃありませんか。何で安全、無害ということを
この中に入れないのかわからぬです。適正という
ことは、繰り返して申し上げますけれども、多分
に主観的な判断が出てくるのです。出がちなんで
す。しかし、科学的に要するに安全である、科学

的に要するに無害であるということは非常に客観
性を帯びていることになるでしよう。その違ひな
んです。そしてこれは、この新法のあなたの方
の考え方、つまりどこかにそういう甘い、そしてき
ちんと押えられないようにお考えになつてゐる気
持ちが、この法案全体に通じてゐるのです。全部
にこれがあるわけなんです。手数料の問題にしたつ
てです。最後にそのことについてひとつお答え
をお願ひいたしまして、私は時間がきたようです
から……。

○内田国務大臣 私は山本委員のおこたを厚生
省に対する激励のつもりで承ります。実は政府の
やること、私も出す法律が、これは性悪説とい
います。わざと問題の処理をはぐらかすような
つくり方だと、こういう前提にお立ちになつてい
るように聞きますが、厚生省に聞きます限りは、
これは健康官庁、衛生官庁でありますから、文章
の書き方は、それは法律に書くか、あるいはもつ
と客観的に政令に書くか別といたしまして、健康
の前進のために、善意の立場に立つて御批判なり
お力入れをいただきたいと思ひます。

いま御指摘のあつたことにつきましては、十一
條の政令、省令で、単に主観的に適正というよう
な基準をつくるのでなしに、おこたもございま
すので、私は、御指導のもとに、客観的な、御納
得のいけるようなそういう基準を示すような中
身にいたしたい、そのことでお答えいたしま
す。

○山本(政)委員 御答弁は、たいへん私は不満な
んです。大臣は、私は性善だと思ひます。だけ
れども、政府の方々が御集まりになつて法案をつ
くるときには、性悪になつてゐるのです。現実
に。なつておられません。いままでの公害におけ
る連合審査を見てごらんないや。かつ、あなた
方のいままでの答弁を見てごらんないや。何で
安全が入らないのか。無害が入れないのか。
そして、困難な場合あるいは生活環境に障害があ
るおそれがある場合という、そういう項目をあな
た方はなぜ入れられないのですか。入れて法律の

運営上差しつかえがあるならば私はそういうこと
は申しません。法体系の中から見ても、それから
条文から見ても、入れたつて一向差しつかえない
じゃありませんか。むしろそのほうが法の性格と
してきちんとおつておるわけですよ。再度御答弁
願ひます。

○内田国務大臣 そういう考え方のもとに法律の
整理もいたしてございます。これはほんとう
に。

○倉成委員長 この際、午後二時十分まで休憩
いたします。

午後一時十一分休憩

午後二時三十二分開議

○倉成委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続けます。田邊誠君。

○田邊委員 最初に委員長と特に与党に対して警
告をしておきます。

公害国会といわれて、しかも短期間に重要な法
律案を成立せしめるといふ任務を持った委員会の
運営が、きわめて委員の出席が悪いという状態は
遺憾であります。はたしてこの国会でもって、国
民の負託にこたえる審議を正常に行なつて法律案
の成立を期す熱意ありやいなや疑うものでありま
すが、今後一そうひとつ努力されるように強く要
望いたしておきます。

午前中に同僚委員から質問がございましたの
で、それにふえんをしていろいろとお聞きをいた
しますが、その前提としての問題について若干ま
ずお伺ひしたいと思います。

経済社会が發展をいたしまして、特に都市を中
心とする産業の開發が進み、あるいはまた近代的
な生活が営めるようになつてしまつてから、その生
活過程やあるいは生活の中でもつて起こるところの
各種の物質が増大することは疑いない事実であり
ます。一体これは現在どういふふうなぐあいにな
つておるかという現状を正しく把握することが

必要であると同時に、将来産業構造なりあるいはまた生活状態というものがどういふふうに変革を遂げていくかという正しい認識がなければ、それに対処する正確な政策も出てまいらないわけでありまして、そういう点から経済企画庁にお伺いいたします。

いま人口の都市集中化が非常に進んでおるようでありまして、特に首都圏をはじめとするところの三大都市圏あるいはまた太平洋ベルト地帯、こういったものに対する人口の集中度というものが、ここ数年間にどのような角度でもって進んでおるのか、これからまた今後五十年あるいは六十年、いわゆる七〇年代といわれる年代においてこれが推移は一体どういふふうになるのか、それをどのように把握されておるのか、この統計的な把握は一体どうなっておるのか、この点に対してお伺いしたいと思います。

○山本説明員 人口が集中していく趨勢というのは、経済計画の立案その他に関連いたしまして十分勘案いたしておるわけですが、ただいまちょっと手元にその具体的な数字を持ってきておりませんので、すぐにお答えいたしかねますが、そういう趨勢というものは十分に把握いたしまして計画その他に反映させたいと思っております。

○田邊委員 大体今度の法案の一番原動力になるのは、産業廃棄物なり都市廃棄物という都市に集中するところの、いわば産業の発達からくるところの廃棄物の処理、生活の近代化、都市化というものが進む中であつて行なわれるところの家庭廃棄物の処理、そういったものを一体どうするかというところが問題なのでありますから、その前提が明確でない限りにおいてこの種の法案の審議というものは実は正確さを欠くのであります。したがって、それならばいま市街地、都市に対する人口の割合は一体どのくらいか。その中で三大都市圏はその市街地区域の中であつて一体どのくらいの人口密度、人口の割合を持っているのか、それから最近五カ年間に於ける市街地地域の増加分の

中であつて、この三大都市圏に集中している割合は一体どのくらいあるのか、このくらいはわかるでしょう。

○山本説明員 人口集中地区ということで把握しております人口の比率を申し上げますと、三十五年度は四三・七%でございましたが、その後四十四年度は四八・一%、四十三年度五二・八%、五十五年度には六五・七%というふうになっております。

○田邊委員 そんな大きな答弁じゃだめだから資料を持ってらっしゃい。

それで、昭和六十年度に全人口の中で市街地区域が占めるところの人口の割合は一体どのくらいになる見込みですか。

○山本説明員 新全国総合開発計画に推定資料がございまして申し上げますと、首都圏と近畿圏、中部圏、三つにつきまして、昭和四十年には首都圏が二七・四%でございました。それが全国総合開発計画では六十年に三一・九%に増大しております。近畿圏は一八・四%から二〇・三%、中部圏は一六・八%から一七・七%に増加するという見通しになっております。

○田邊委員 市街地区域は一体総人口の中でどのくらいのパーセンテージを占めるのか。

○山本説明員 市街地区域ということでは数字はわかりませんが、先ほど申し上げましたように、人口集中地区における人口というのは、昭和五十年で六五・七%まで増加するという見通しであります。

○田邊委員 大体あなたのほうのいろいろの統計によれば、三大都市圏におけるところの集中度は今後幾らか鈍化するけれども、全体の市街地区域における総人口の割合は、大体一億二千万の人口に対して八〇%に達するだろう、こういうのがあなたの方の見込みであります。そのとおりですね。

○山本説明員 全総のいまの数字を合計いたしますと六九・二%ぐらいでございます。

○田邊委員 いまの三大都市圏の割合、いわば首

都圏をはじめとするところの都市圏、その今後の趨勢というものと、それから、それ以外の都市に対するところの人口の集中度合いというものは、今後におけるたとえば清掃事業なるものの計画にあつては、私は一つの大きな指標になると思うのです。そういう意味合いでお聞きをしているのであります。ひとつあとでけっこうです。この審議の経過の中であつて、先ほど私が段階的に申し上げたような点に対して、あなた方は一こまずつづけて答弁があるけれども、ひとつ正確な数字をお教えいただきたいということをお願い申し上げます。

いま大臣のお話にありましたように、いろいろとその中身については、東京や大阪、名古屋等のまん中におけるところの状況というものは鈍化するけれども、その周辺地区はさらに増加をする。それからまた、首都圏についていえば、五十キロ圏から七十キロ圏にいま人口の集中は移りつつありますけれども、しかしこれが五十年間までは百キロ圏くらいに密度がさらに移行しながら拡大するだろう、こういうふうに見られておるわけでありまして、そうなるまいかとすると、当然これに伴うところの産業活動というものの進展、あるいはまた生活の密度の過密化、こういったこととからくるところのいわば廃棄物の出る量というものは、また急速にふえてまいるのではないかと私は思いますけれども、これは一体どのような把握をされておりますか。

○内田国務大臣 私はこの問題には少なくとも二つの面から当面をいたしております。一つは、現状においてさへも、いまから四、五年前に想定しておいたとるで状況が変わつたような廃棄物の出方であつて、いまの清掃法、あるいはまたそれに対応するために四、五年前につくられた清掃施設緊急五カ年計画というものであつていて防ぎ切れないということがまず第一でございます。

次には、でありますから当然先の見通しといたしまして、いま御指摘がありましたようなそういう

う対策、周辺の膨張率を中身とした清掃施設の長期整備計画というものをくり直さなければならぬと思ひます。幸か不幸か現行の五カ年計画が明年度をもって満了いたしますので、私もそういったしましては明年度から新しい整備計画というものを発表させる。ちょうど昭和五十年を目標とする新経済社会発展計画などもございまして、少なくともそういうものと対応せしめつつ当面の中期計画もつくりたい、こういうことで準備をいたしております。

○田邊委員 環境衛生局長はあれですか。いま言った都市の人口の過密化、それから産業のいわゆる都市集中度、こういったものと、そこから出るところの廃棄物、これは総括的に伺ひしているのですけれども、この増加の率というものを調べたことはございましてか。

○浦田政府委員 私どもは、いま市町村によつて行なわれております一般清掃事業の整備計画を立てるにあたりましては、その排出量というものを計画してあります。第一次五カ年計画におきましては、そのスタートではごみの排出量人口一人当たり五百グラムという想定でございましたが、逐次改定してまいりまして、先ほど大臣のほうから御紹介がございました今後の新しい計画の目標といたしましては、それをおよそ昭和五十年あたりでは千四百グラムくらいというふうに見込んでいたしておるわけでございます。また一方で、単にごみの量がふえるということだけでございまして、田邊先生のほうからも御指摘がございましたように、人口の都市集中化、また総体的に収束区域がふえるといったようなことも勘案いたしまして、いままでの計画も立ててまいりましたし、今後の計画を立てるにあたりまして、そのような根拠でもって考えてまいりたいと思つておるわけでございます。

○田邊委員 そこで大臣、もう一つの要因は、これはもう言わずもがなの話ですけれども、日本の産業構造というものが、原料乏しくて外国から輸入する。特に鉄にしてはもう鉄鉱石をいわば八

○%以上も輸入する。原油のごときは九九%輸入する。それを加工して国内の消費や、あるいはまた輸出に向ける、こういう形態であります。いわば加工国でありますから、その生産の過程におけるところの廃棄物というのは、諸外国に比較してまさに一段と多いのではないかと、いふふうに私は思うのです。しかもそれは狭い国の中で処理をされる、都市に集中する、こういう状態でありますから、いまの局長の一応概念的な答弁がありましたけれども、いわば今後の廃棄物の増加の予測というものは、いままでの計算よりもさらに上回った形でもって見込まないことには、実際に即応できないのではないかと、私はこういう考え方に立つわけですけれども、私の基本的な考え方に対しては、そのとおりでございますか。

○内田国務大臣 私と同じような感じを持っております。

○田邊委員 そこで、これは実は通産省にお伺いするのが本筋なのでありますけれども、法案の提案をしておる厚生省でもある程度わからなければいけませんから伺いますが、廃棄物の処理処分状況調査というのを通産省でやっておるわけでありす。私は実はこの調査の結果について疑問を持っておるのではありません、いま大体一日に排出される廃棄物の総量、これは一体どういふふうに見ていらっしゃいますか。というのには運輸省の運輸統計によりますと、廃棄物のトラック輸送というものは、昭和四十二年で年間およそ四億五千六百万トンというふうに報告されておる。これはアメリカの経済がやはり日本の十倍くらいの規模を持っておるということ、アメリカの総廃棄物の量が年間三十五億トンということからいって、日量百万トンというのはいくらに達する。こういうようにいっておるのではありません。通産省の調査によりますと、調査をいたしました対象工場が二百人以上の五千工場というところの抽出調査でありますから、ことしの八月十九日の調査における結果というのは必ずしも正確ではないと思ひます。相当な食い違いがあるのであります。

けれども、一体一日の総排出量をどのくらいと把握されてそれに対処しようとするのか、まず前提条件をお聞きしたいと思ひます。

○内田国務大臣 これは数字が違ひますればまた補正させますが、私が大臣として頭にありますのは、従来のいわゆる家庭ごみが一億五千万トンくらいなのに対して、その他の産業廃棄物、それから都市廃棄物あるいは建設廃棄物というようなものを含めると百万トンを超える、こう私の頭に残っております。しかし今度の法律で申します産業廃棄物と一般廃棄物というものの定義の分け方に従いますと、家庭ごみ以外の、いま私が申しました毎日百万トン程度の廃棄物の中に、この法律でいう産業廃棄物のほか、都市廃棄物等の中には一般廃棄物となつて市町村の処理対象というふうなものになるものも相当あるわけでございます。その辺、法律上の区分と違ひますが、全体の状況はいまのように把握して私は間違ひないと思ひます。

○田邊委員 私も、現実に廃棄されるものの量の把握というものは、いま大臣のお話のようなぐあいには、一日百万トンと云ふというものが大体通例的な考え方ではないかというふうに思つておるわけでありすけれども、その中で、燃えやすいもの、あるいは燃えるけれどもその経過の中で煙等の問題があるもの、それから泥状あるいは粘状の不燃物、そして固体状の不燃物というふうなものについての状態がある程度調査をされておるわけでありす。この中で固体状の不燃物というものがやはり圧倒的に多いわけでありす。そういうことになつてまいりますと、この処理というものが一体どういふふうに行なわれているかというところが私は問題にならうと思ふのであります。まず、事業の活動によつて起こるところの廃棄物の中で、いま企業でもって前処理として行なつておる処理が一体どの程度まで行なわれているかというところに対する通産省の調査が出ておるわけですが、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○浦田政府委員 先生がいま御指摘の大阪府の調査の結果に基づくものでございますが、まず種類の別な廃棄物の量を考へてみますと、容易に焼却できるもの、たとえば紙くずあるいは木くず、繊維くず、わらくず、こういったようなものが全体の量から申しますと三・二%でございます。その他燃えやすいもので雑ごみといひまして約九・一%という結果が出ております。それから特別な前処理を要するもの、たとえば植物性あるいは動物性の残滓とか、合成樹脂のくずであるとか、あるいはタールピッチ、廃油類といったようなものが約四・六%というところでございます。そのほか同じく廃酸類とか廃アルカリ類、それから御指摘の汚泥、家畜ふん尿等で一四・五%ということであるかと考へております。

それから再生利用できるものといひしまして、たとえばガラスとか金属類でございますが、これが九・七%。残りの五八・九%は実は石炭がらとかあるいは互れきとか土砂、灰といったようなものでございまして、これはそのままいふ埋め立て処分ということで始末できようかと思ひます。

御指摘の前処理を行なうのは一九%のものにつきましては現実にどの程度処理が行なわれておりますか、私は現実としてはいまこのものは前処理は行なわれていると考へておりますが、つまびらかにしておりません。

○田邊委員 通産省の前処理状況というのを見ますと、大体総排出量の三・一%を前処理をやつておる。廃油、廃酸、汚泥、それぞれ大体同じくらい率で行なわれておるわけでありすけれども、この中でやはり自分のところで処理をしておるというものが圧倒的に多いのであります。また、民間委託や公共委託等も行なわれているのであります。いまにおいても民間委託や公共委託が行なわれているわけでありすから、これに対する今後の趨勢というものはわれわれとして注目しなければいけません。

ばいけないのじゃないか、こういうふうに思つておるわけでありす。

それから、その前処理の次に、処分の状態の中で、同じく自社で処分をしているものが通産省報告七〇%、業者二六%、公共処分三%、こういうふうになつておるわけでありすけれども、これが一体適切に行なわれているかどうか。その中には資源化をするものもあるいは埋め立てをするもの、投棄をするものとなつておりますけれども、一体その埋め立てというものがほんとうに適正なのかどうか。あるいはまた、投棄をしておりますけれども、これが不法投棄ではないかどうかという点に對しても目が届いていないのじゃないかと私は思ふのであります。実際にいろいろと私が聞きをしていまして、なかなかその状態について把握してない、こういう状態でありすから、現状において必ずしもこの処分状態というものが良好に行なわれているというふうには見受けられない点があるのじゃないかと私は思ひますけれども、いかがですか。

○浦田政府委員 田邊先生御指摘のように、いわゆる産業廃棄物につきましては前処理の状況は、たとえば通産省の調査でございまして、先ほど先生が指摘された数字が実態であるかと思ひます。また、最終的に処分されるにあたりまして、従来の例で申しますと、結局この処分地の問題、あるいはそれに至りますまでの輸送の問題、あるいはそのばりましてその前処理の状況、それらを勘案いたしまして、残念ながら必ずしもすべてが衛生的にあるいは環境保全上遺憾のない方法で処理されておたという実情はなかつたということ、これは認めざるを得ないと思ひます。

○田邊委員 それにはいろいろいま局長のお話しの条件もありません。投棄をする海洋の問題もあるし、あるいは埋め立て地の問題がある。しかし、前処理にしても、処分にしても、これはいわばそれに要する経費の問題があると思ふのです。そこで私は、実は企業責任の確立という面とからめていま質問をいたしているわけでありすけれども、

れども、たとえば廃油についてトン千六百三十二円くらいかかるだろうというようなこと、合成高分子系のくずはトン当たり三千五百六十六円かかるであろうというようなこと、こういういわばその処理、処分に関する経費というものの、特にその中で一番大きく業界の中で占めているのは鉄鋼業でありまして、これは六十七億六千七百万円くらいかかっているという報告でございますけれども、こういう処理に要する経費というものの捻出について、業界の認識とそれに対するところの手当てというものが十分でないんじゃないかと思うのです。したがって、今後いわば産業廃棄物の処理、処分を企業に責任を負わせる、あるいはまた地方自治体が肩がわりしてやるについても、それに対する費用はその事業主から取る、こういうことについて、やはり業界に対するところの指導というものの、監督というものが十分行なわれなければ、所期の目的を達することはできないんじゃないか、私はこういうふうに思うのでありますけれども、これらに対しては一体どういう手だてを講じますか。

○浦田政府委員 まず第一の点といたしましては、従来やもすれば問題を生じがちであった廃棄物の処分につきましての事業者の責任ということとを明確にすることであるかと思ひます。しかしながら、それを担保するためにはやはり必要な施設あるいはそれその要する費用というものが裏づけがなくてはならないわけでございます。これらにつきましては、現在あります種々の財政助成措置、ことに公害防止事業団の事業計画というもののうち融資のワケとして考えていくといったようなことも必要であるかと考えております。それからさらに、一般廃棄物の処理と関連して、市町村あるいは場合によりましては都道府県の段階において広域的に処理をしなくてはならないといった問題も起こり得ようかと思ひます。これらにつきましては、先ほど申しました事業者の責任という原則を貫き、費用の徴収ということもその線に沿って考える所存でございますけれども、

も、さらに、場合によってはこういった処理施設に対しての全般的な立場からの財政の措置、補助金あるいは起債、融資といったような点については、今後とも拡充強化してまいりたいと考えておるわけでございます。さらに、これらの事業主責任を推進するための最終的な担保といたしましては、罰則というものを考えまして遺憾なきを期していくようにしたいと考えてございます。

○田邊委員 罰則ももちろんわれわれは必要だろーうと思ひますけれども、その前に企業者自身の認識と、それに対して当たるところの経費なりあるいは施設なりというものが、一体その企業ベース、採算ベースに乗るのか乗らないのかという心配もありましよう。したがって、それらを含んで、やはり政府が企業に対して十分な手だてと指導を行なわれなければ、所期の目的を達することはできないとわれわれは思つておるわけでありまして、それに対するところの万全な対策というものができるかどうかというところが非常に心配なのでございますけれども、さらに努力をお願いすることにして、本題に入らなければなりませんからもう一つだけ前提としてお聞きしたいのは、科学技術庁も見えだろーうと思うのですが、いわばこの廃棄物処理については、一つの循環サイクルがある。ところが、いまは正常な状態ではない。また、環境受容能力が完全でない。したがって、どうしてある程度人為的にコントロールする必要があるという、こういう前提的な考え方に立つての処理体系をどう確立するかということが問題だといふことを指摘をされておるわけでありまうけれども、このいわば廃棄物の処理体系というもののに対して、これは自然の循環系統に入れるというところ、あるいは再生できるものは再生をするというところ、あるいは処分すべきものについては完全な処分をするというところ、今日膨大な産業廃棄物あるいは廃プラスチックを含めて、いわば不燃性のもの、その処分の過程において有害物を発するもの、こういったものに対して、一体技術的な面における解決が現在可能であるというように

お考えであるのかどうか。一つには資源化の問題があります。それからもう一つには、処理の完全化という問題があります。いずれにいたしましても、この状態を見ても、われわれとしてはよほどこれに対するところの技術的な開発というものが一緒にいて回らなければ今後起り得るところの事態に対処することができないだろーうというふうに思つておるわけでありまうけれども、この可能性があるのかどうかというところ、もう一つは、現在の実態に対して一体どういうふうな調査されるのか、あるいはまた、そのよつて起るところのいろいろな原因の追及というものが的確に行なわれているのかどうか、あるいはまた研究に対するところの投資が一体十分であるのかどうか、こういう面に対して私は大きな不安を持つておるわけでありまうけれども、一体、科学技術庁なり厚生省はこれに対してどういうふうな対処をされておるわけですか。

○浦田政府委員 田邊先生御指摘のように、現在起つております公害問題の究極の原因と申しますと、近ごろとみにその生産並びに消費がふえてまいりました。いわば人工的な産物の環境サイクルへの十分な還元が起つていないというところにあるかと思ひます。したがって、これら人工産物、ことにその代表として考えられますものは、私はやはりプラスチックであるかと思ひます。これは種々の添加物、薬品なども考えられるかと思ひます。こういったようなものがまず第一に環境サイクルに十分に乗りついていく、またその場合に、人体に影響のない形で還元が行なわれるということであるわけでありまう。

ております燃料エネルギーとしての性質については十分着目する必要があると思つておるわけでありまう。それから、最終的には、いずれにいたしましても廃棄物として処分地あるいは処理場に運ばれるわけでございますけれども、この処分、処理の技術的な背景はどうかということでございます。まず、プラスチックにつきましては、すでに試験の段階を終えまして、完全な焼却炉の開発にも成功しているように聞いております。それから、ことに熱可塑性のものにつきましては、再び建築材料あるいは土地の舗装の材料あるいはその他の再利用の方法も開発されているように聞いております。

また、これは少し別のことになるかと思ひますが、農業あるいは添加物その他につきましては、これはそれを製造する、あるいは使用する段階から規制して、自然環境サイクルの汚染を防ぐというところで、いまこれは先生御案内のとおりに総点検を実施しているところでございます。これらにつきましては、関係各省の方に厚生省といたしまして十分お願いいたしまして、新しい技術の開発、さらにその改善ということについて努力しておるところでございます。

○田邊委員 実は牛乳びんのプラスチック問題は、あとの山口君が質問する担当でございますので、実は私がそれに入り込むことは避けなければならぬと思つておりますが、さつき山本委員が言つたが、ワンウエー方式でもって家庭で使い捨てになるところの状態の中で起こるこの処理の問題、中には学者によりまして、プラスチック容器の処理の中に、いわばプラスチック容器に添加物がある、この添加物に発ガン物質のタールから取るフェノール系とアミン系の物質が使用されている。したがって、これに熱を加えるとこれが表面に浮き出してくるというところで、かなりの安定剤を使わないとその中から発ガン物質が出るのではないかというようなことを言っている学者もあるわけでございます。これは実はちょっと私は、こ

れども、たとえ廃油についてトン千六百三十二円くらいかかるだろうというようなこと、合成高分子系のくずはトン当たり三千五百六十六円かかるであろうというようなこと、こういういわばその処理、処分に関する経費というものの、特にその中で一番大きく業界の中で占めているのは鉄鋼業でありまして、これは六十七億六千七百万円くらいかかっているという報告でございますけれども、こういう処理に要する経費というものの捻出について、業界の認識とそれに対するところの手当てというものが十分でないんじゃないかと思うのです。したがって、今後いわば産業廃棄物の処理、処分を企業に責任を負わせる、あるいはまた地方自治体が肩がわりしてやるについても、それに対する費用はその事業主から取る、こういうことについて、やはり業界に対するところの指導というものの、監督というものが十分行なわれなければ、所期の目的を達することはできないんじゃないか、私はこういうふうに思うのでありますけれども、これらに対しては一体どういう手だてを講じますか。

○浦田政府委員 まず第一の点といたしましては、従来やもすれば問題を生じがちであった廃棄物の処分につきましての事業者の責任ということとを明確にすることであるかと思ひます。しかしながら、それを担保するためにはやはり必要な施設あるいはそれその要する費用というものが裏づけがなくてはならないわけでございます。これらにつきましては、現在あります種々の財政助成措置、ことに公害防止事業団の事業計画というもののうち融資のワケとして考えていくといったようなことも必要であるかと考えております。それからさらに、一般廃棄物の処理と関連して、市町村あるいは場合によりましては都道府県の段階において広域的に処理をしなくてはならないといった問題も起こり得ようかと思ひます。これらにつきましては、先ほど申しました事業者の責任という原則を貫き、費用の徴収ということもその線に沿って考える所存でございますけれども、

お考えであるのかどうか。一つには資源化の問題があります。それからもう一つには、処理の完全化という問題があります。いずれにいたしましても、この状態を見ても、われわれとしてはよほどこれに対するところの技術的な開発というものが一緒にいて回らなければ今後起り得るところの事態に対処することができないだろーうというふうに思つておるわけでありまうけれども、この可能性があるのかどうかというところ、もう一つは、現在の実態に対して一体どういうふうな調査されるのか、あるいはまた、そのよつて起るところのいろいろな原因の追及というものが的確に行なわれているのかどうか、あるいはまた研究に対するところの投資が一体十分であるのかどうか、こういう面に対して私は大きな不安を持つておるわけでありまうけれども、一体、科学技術庁なり厚生省はこれに対してどういうふうな対処をされておるわけですか。

ております燃料エネルギーとしての性質については十分着目する必要があると思つておるわけでありまう。それから、最終的には、いずれにいたしましても廃棄物として処分地あるいは処理場に運ばれるわけでございますけれども、この処分、処理の技術的な背景はどうかということでございます。まず、プラスチックにつきましては、すでに試験の段階を終えまして、完全な焼却炉の開発にも成功しているように聞いております。それから、ことに熱可塑性のものにつきましては、再び建築材料あるいは土地の舗装の材料あるいはその他の再利用の方法も開発されているように聞いております。

の学者の調べたのが、きわめて狭い範囲の調査ではないかと思っておりますけれども、しかし、そういう危険なことを言っている人もあるくらいでありますから、いわば高熱処理がなかなかむずかしいというだけではなくて、そういう有害なものもが派生的に起こってくるというところのおそれもありまして、処理については非常にむずかしい技術的な問題があると思っております。いま局長はそれの開発がすでにできつつあるというお話でございましたけれども、これはやはり普及化、市販化、大量化がはかられてない、それはコストに合うのかどうかという、そういった焼却炉の建設等についても非常に急がなければならぬと思っておりますけれども、科学技術庁はそれに対して対応するところの対策はお持ちでございますか。

○橋本説明員 いま先生が御指摘のとおり、資源の廃棄に關しまして科学技術的にはさらにまたこれを再資源化するという大きな計画はあると思っております。それに従いまして資源化できるものはすべてそれを日本の資源の少ない現状にかんがみて回収するというような科学技術、これを今後大いに科学技術庁といたしましては開発していきたい、こういうふうな考えております。

なおいまの薬品とプラスチック等の問題につきましても、この燃焼に伴いますいろいろな弊害もございまして、これにつきましても、先ほど環境衛生局長から御返事がありまして、いま開発中でございまして、今後こういう専用の燃焼炉、こういうものについても関係の機関で実験を推進中でございまして、今後そういう問題について取り組んでいきたい、かように考えております。

○田邊委員 あまり抽象的な論議では私は満足してないものでありまして、もう少し的確な御答弁もいただいて、安心をしながらは廃棄物の処理の今後の方途を見出してきたいというように思っておりますけれども、時間がありませんので、早急なそういった面での技術的な開発なり、対処を心からお願ひするわけであります。

途中でありますけれども、さつき企業が前処理や処分について、非常に的確性を欠くというところで、やはり十分でないという御答弁がありましたが、現在のいろいろの製造業においていろいろなものを排出をいたしておりますけれども、ただ排出をすればいいわけではございません。この排出のしかたが適切でなければならぬのでありまして、シアン等のたれ流しやいろいろな煙の問題、重金属の被害等、いろいろな問題がいま出ているわけですが、これは一体労働基準法に照らして万全であるかどうか。最近労働省は調査をされて、その不完全さについて指摘をされておるわけでありまして、私は基準法上からいって、こういったものに対する調査の結果、それに対するところの処理、これの万全を期さないと、これはやはりなかなか厳格にこれが行なわれないじゃないかというように思っております。

私は今度の一連の公害法案が成立をし、いまこれからお聞きしますけれども、大蔵省の主計官や自治省の局長がお見えであります、万全の財政の措置がはかられるということになりますならば、これに対するところのいわば企業側の対処のしかたというものは、ますます重要になってくると思っております。したがって私は、この基準法の安全衛生規則あるいはまた労働安全衛生規則の中において現在対処されているものではないかなかなか十分でないという状態が出てくるのではないかと思っております、労働者の健康診断——私はさきに東邦亜鉛安中製錬所の労働者が、尿の中にかなりカドミウムが含まれているということに対する指摘をして、労働省の注意を喚起したのでありますけれども、そういったものに対する対処は一体どういうふうになっておりますか。今後よりこれに対処するところの厳格な基準が必要になってくるのじゃないかというように思っておりますので、そういった面における基準法なり労働安全衛生規則の一步を進めた改正も必要になってくるのじゃないか、こういうふうに思っておりますわけでありまして、けれども、まとめてひとつ労働省の側からこれに

対して見解を承りたいと思ひます。

○岡部(警)政府委員 ただいま御指摘の点でございしますが、労働基準法は先生御案内のように、第五章で、安全衛生に關する基本的な基準を規定しております、それに基きまして安全衛生規則を、全般的なそれを受けて実施していく細目について規定をし、さらに特別な物質、たとえば鉛等につきましましては特別な規則を設けて実施しておるということになっております。

ただいま御指摘のいろいろな産業廃棄物等につきましては、労働基準法は原則といたしまして、工場、事業場内における労働者の安全衛生の確保というたてまえからいろいろな規定をいたしておりますが、一部特別に有害物質等もございしますので、安全衛生規則の百七十四条には、これを処理していく場合に、る過、収じんその他の処理をして排出するという規定も設けております。

そこで、この公害に關連いたしまして、何と申しましてもそれを発する源が工場、事業場にございしますので、従来のいわゆる工場、事業場の労働者の安全衛生を確保するための規則をさらに充実いたしまして、それから、事業場から排出されます有害物質についてはできるだけ無害にして出していくということをするべきだと考えております。そのためには、この間の九月に実施いたしました総点検の結果、先生御指摘のように、必ずしも排出処理が十分でない、また非常に悪いという面もございしますので、物質別に少し検討いたしまして、必要があれば特別な物質別の安全衛生規則を制定するとか、あるいは健康診断につきましては、ただいま雇入れ及び定期の診断につきましては全面的に規定をし、さらに特別な場合の特別検査については、一部にしか実は規則による規制をやっておりますので、これをどこまで広げていくかということを検討すべく、関係専門技術者の特別な委員会を招集いたしまして、本日から第一回の会合を開いて、その意見を待ちながら、できるだけ早く整備をしてまいりたい、こういうふうに思ひます。

○田邊委員 ひとつ時代に即応した労働安全の法的な面や実際の規制について、やはり遺憾のないように特に努力をせよというわけではなからぬ。いまのいろいろな個別的な区分のしかたや基準の定め方等についても早急な結論を見出してもらうことを、ひとつ私はお願いしたいと思ひるのであります。

科学技術庁の方とそれから経済企画庁の方は、あとで資料をいただければよろしゅうございまして、それから労働省はけっこうでありますから、どうぞひとつ……

そこで、いろいろな廃棄物が出ますけれども、いま申し上げたようなことで、なかなかその処理がむずかしいという状態である。当然施設の改善をはからなければならぬ。これにこたえ得るところの施設の完備をしなければならぬということもありません。

それからもう一つは、この処理をするにあつての労働力の確保はなかなかむずかしいのじゃないかというように私は思っております。労働力というけれども、これに対しては一体どうでしょう。それからもう一つは、廃棄物の運搬というものがいまの都市の過密化、交通の渋滞、あるいはいろいろな運搬の現状というものがそれにたえ得る状態でない、こういうことからいって、たとえば国鉄なんかの、貨車よりも客車を優先しなければならぬというふうなこともありましようから、そういった面におけるところの廃棄物運搬の困難さというものの増加、これも私は無視できないことじゃないかと思ひますので、このいわば処理の労働力の確保の問題と運搬上の困難性の増加という問題に対して、一体どういうふうに対処されるおつもりですか。

○浦田政府委員 清掃事業の運営等に要します関係経費は、ただいまのところ地方交付税によって措置されているところでございまして、したがって、この中で積算の基礎と申しますか、清掃事業に要する人員の考え方というものの今後の拡充強化ということに相ならうかと思ひます。昭和四

必要があるという場合に、これは公害防止事業として国がまず相当考えていくというのが順序ではなからうか、私どもはこのように考えておりますが、なお厚生省その他大蔵省ともいろいろ協議をいたしまして、この事業の必要度というものはだれしも異論がないところでございますが、その処理を矛盾のないように進めていくように努力してまいりたいと思っております。

○田邊委員 いま大蔵省からできるだけの努力をするというお話もあって、自治省から今後の見通し等についてお話がありました。

そこで厚生大臣、第二次五カ年整備計画というものが昭和四十六年で終わるわけでありすけれども、いわば新しい器をつくらんとしているのではありません、法律を提案をしておるのであります。

当然新しい酒を盛らなければならぬのであります。いわばこの五カ年計画は四十六年で終わるにいたしまして、来年度からは新しい観点をもってこれに対するところの整備計画を早急に立てなければならぬ。これはもちろん緊急措置法等の關係等もありません。改正もありません。したがって、法律の改正と新しい何年計画なり長期計画というものを樹立をして、これは当然大蔵省なり自治省のそれぞれのいわば協力が必要なのでありますけれども、出発を新しくしなければならぬところにきていますと私は思うのです。私は、本来的な厳格な意味からいえば、この新しい法律案を出すと同時に整備計画というものを新しく出す、一緒に出す、こういうことがなければ、これはいわばざる法みたいなものでありまして、法律はつくるけれども実際の財政措置はしないということであっては何にもならぬわけでありまして、これに対してひとつの新しい整備計画なり、それに基づくところの法律の改正等、次の通常国会で御用意をなさるお考えがあるのかどうか。

それから、いま予算編成期でありますから、細密な今後におけるところの長期計画というものがまだ完成していないことは十分わかりますけれども、しかし少なくとも私どもの資料の審議の過程

において、そのアウトライン、その上のデッサンくらいは示されるのが当然私は成り行きではないかと思うのでありますけれども、そういった具体的な中身についてお示しをいただく御用意があるかどうか、この際ひとつ審議の進行ともあわせて明確な御答弁をいただきたいと思う。

○内田国務大臣 ごもつもの話であると存じます。私は法律による緊急整備計画というものを改定することも、もちろん手続上の必要があるかどうかとも思いますが、いまの緊急事態のもとにおいては、それよりも前に四十六年度においては、現実に即して、またある程度の将来の見通しを加えまして、これまでの五カ年計画の年度割りといううなことにだけに縛られないで国からの助成もし、あるいは財政投融資などもめんどろを見なければ現実に即せないとも考えまして、そこで実は四十六年度の予算の概算要求並びに財政融資の要求におきましては、たとえば予算の補助金は四十五年度にはわずかに三十億円余りでありましたのを六十二億円近い補助の要求、つまり倍くらいの補助の要求もいたしておりますし、財政投融資におきまして、これも倍近いような要求を出しております。そうして現実に即しながら、緊急整備法などは、これも数年間の先を見てやらなければならぬわけでありまして、現在各主要都市の計画などもせっかく集めておりますので、それとの見合いにおいてつくってまいりたい。ただ一つ幸いなことには、本年に決定いたしました新経済社会発展計画というようなもの、これは昭和五十年を目標といたしまして、一つ一つ明確ではありませんが、かなりどんぶり勘定のようなところもございすけれども、三千数百億円というようなごみ、屎尿処理についての事業費の目標もきめておりますので、そういうものは一つの目安になるだろうと思っておりますので、明年の要求もいたしておる、こういう次第でございます。

○田邊委員 具体的なものがありませんか。

○浦田政府委員 概略は大臣のお答えのとおりでございます。

〔委員長退席、増岡委員長代理着席〕

新しい五カ年計画をつくるかどうかという点でございますが、これは一部、たとえば産業廃棄物につきましましては、大臣お答えのとおり、まだ計画を都道府県で作成中のところもございすし、できないところもあるというようなところもございまして、それを個々の形では取り入れることはできませんけれども、全体的な見通しをいたしましては新経済社会発展計画の中のワケも千億余りでございすし、これで処しているものと思っております。また一般的な現行五カ年計画につきましても、新たに昭和五十年を目標といたしまして新しい計画を、その事業内容を拡大していただい細部を計画準備中でございます。

○田邊委員 本来は私がさっきこまかく言ったように、たとえばこういう法律案を出して処理体系を確立させる、処理の万全を期する、こういうこととあれば追っかけていけばある程度の長期計画の中身というものが明らかにされなければ、私どもに何にも字づらだけの審議をしているわけじゃございせん、一体どのような具体的な計画があるのかということが最も国民が知りたい、あるいは地方自治体もいわば一番知りたい中身なわけですね。いま市町村では、この法律ができたから、とても耐え切れない、一体どうしてくれるのだ。いままでのような三分の一や四分の一の補助くらいじゃ、とてもまかない切れぬ。実際、私も強調して歯どめをつけたかと思っておりますところの産業廃棄物の企業者負担というものも、実際に都道府県なり市町村がかなりその処理を受け持たなければならぬ部分があるから、この費用というものの、その設備費なり運営費なりというものがほんとうに市町村の負担になるのかという点に対する不安をぬぐい去ることができないわけですね。ですから私は強く言えば、実際はこれが示されなければ、その後の審議はできないというところまで言い切りたいところなのでありますけれども、そういうふうにもまいらぬと思うの

であります。一体いつごろまでにできますか。いま大臣は新経済社会開発計画の中において三兆一千四百億が環境衛生関係になっておるといふ、こういうお話もございました。しかし、一体これが現状に即応して適確なのかどうか。それからこの中における下水道関係や簡易水道あるいは清掃施設、都市公園等のこういった中身が一体どういうふうなぐあいになっているのかということについて雲をつかむような話では困るのであります。ある程度これに対するところの肉づけがわれわれとしては必要ではないかというふうに思っておりますのでありますけれども、何か出ませんか。

○浦田政府委員 ただいまの、現行のいわゆる第二次五カ年計画に沿って延ばすということにつきましては、ある程度数字も持っておるわけでございます。これに加えて、さしあたり四十六年度におきましては、新しい事態としてたとえば大型ごみ、固型物それから産業廃棄物という新しく加わった要素にどう対処していくかということでございますが、一部についてはすでに四十六年度もって予算要求中でございます。それから全般的な遠い将来といたしまして、先ほど申しましたように、昭和五十年を目標とする事業投資額が幾らかということ、新経済社会発展計画の中でもって出ている数字があるわけでございます。これらはまだ事務当局の検討の段階でございますけれども、数字で申し上げますと……

○田邊委員 これはちょっとあとで数字ください、時間がありません。

○浦田政府委員 はい。四十六年を初年度としまして、昭和五十年を目標とする第三次の五カ年計画を立てたいということで、その目標は、まずごみにつきましましては、ごみも屎尿も同じでございますが、目標を国民総人口の九〇%、そして九五%にしたい、それから……

○田邊委員 早めるわけだね。

○浦田政府委員 はい。九五%にいたしました。それから新経済計画におきまする全体のワケが

三千五百億円でございますが、これは産業廃棄物の分として約一千億円というものを盛り込んで、その中で処理していきたい。いずれも目標の年度は五十年ということでございます。

○田邊委員 あとでひとつ中身についての資料をいただきたいと思ひます。よろしうございませうね。――返答がないけれどもよろしいと解釈するから……。

そこであと時間がないから、法案の中身について、それぞれの議員からまた質問があると思ひますが、簡単にお聞きします。まとめてお聞きします。

まず、第二条の定義について。一般廃棄物の中には商店街から出るごみは入っておりますか。それから、事業をやっているビルから出るごみのごみは入っていますか。それから産業廃棄物というのは、事業活動をみずから処理した後の燃えがら等はどうか入っているのか。この点に対してはどうですか。

○浦田政府委員 お尋ねの商店街から出る廃棄物はどうかということでございますが、これは第二条の第三項によりまして場合を除きましては一般廃棄物に入るわけでございますが、この法の趣旨からいいますと、産業廃棄物というものが原則かと思ひます。それからビルから出るもの、これは産業廃棄物でございます。それから事業所でみずから処理した残りの燃えがらでございますが、これの始末もやはり産業廃棄物として事業者の責任になるわけでございます。

○田邊委員 その点、一般廃棄物というのが家庭廃棄物以外のいろいろな面でもって錯綜していると思ひます。やはり従前の家庭廃棄物というところの概念というものが一つの規定づけになりませんね。これを別に取り出して規定をする必要はありませんか。

○浦田政府委員 この定義で、一般廃棄物、産業廃棄物の区別をいろいろと議論したわけでございますが、終局のところ、産業廃棄物というものを明確にするということによりまして、一般廃棄物

はその反対としてとらえられていくという考えに落ちついたわけでございますが、この法律の二条第一項ですでに産業廃棄物という概念については具体的例示を掲げまして、しかも従来明確でなかったものについてもあげることによりまして、かえって現行の法律に比べれば整備されたのではないかとはいふうに考えておるわけでございます。

○田邊委員 説得力がない。しかしその点はどうもってわれわれのほうから主張いたします。

それからこの定義の問題については、時間がないから省きますが、やはり産業廃棄物という概念はきわめて消極的ですね。いわば起こってくるものに對して、押し寄せてくるものに對してどう受けとめるかということだけなんです。実際には、いままでの清掃という概念からいいますならば、やはり環境を保全し、環境を改善をする、生活環境をよくしていく、こういういわば積極的な意味というものが概念的にとらえられていない、こういうふうにならねと主張しますけれども、大臣、それに対する問題として、第九条にいうところの、産業廃棄物の処理責任というものは、これは原則的には事業者の責任ということになっていくけれども、やはり第二項と第三項において、これが市町村と都道府県の処理責任を規定しています。したがって法文の趣旨として、産業廃棄物の主たる処理責任というものはどこにあるか。やはりこの面でもってばやってくる、こういうおそれがあると思ひますのでありますけれども、私がこの表をつくりましたけれども、単に処理上から見た区分からいいますと、産業廃棄物という中には、企業が自己処理するものが一つ、それから次に都道府県または許可業者というものが、広域的に処理することが適当である産業廃棄物についての処理をする、こういう面がある。それからさらに、市町村単独または共同あるいはまた許可業者が一般廃棄物をあわせて処理することが出来るもの、あるいはまた、そういう必要があると認める産業廃棄物。産業廃棄物については、いわば処理をする三

つの面がありますね。それから一般廃棄物として一般家庭が自己処理するもの、それから市町村または許可業者が処理するもの、こういうものがあつた。したがってこれを今度逆に言いますならば、都道府県は広域的には、産業廃棄物について、適当であると思つたときにはこれを処理する、こういう責任分野がある。それから市町村は、一般廃棄物についての処理をすると同時に、いま言ったように、単独または共同でもって一般廃棄物をあわせて処理することが出来るもの、あるいは必要であると認める産業廃棄物について処理するところの責任分野がある、こういうかっこうになりますね。したがって責任分野という面から見れば、これは入り組んでいるのであります。そう明確でないのであります。したがってわれわれとしては、産業廃棄物についての処理責任というものが全的に地方にあるという認識に立ち得ない、こういうふうに入っているわけでありますけれども、このいわば処理区分からくるところの責任体制というもののについて一体どういうふうにお考えですか。

○浦田政府委員 まず、産業廃棄物、これが一番問題であると思ひますが、産業廃棄物の処理区分につきましても、この第九条――あるいは第三条にも書いてございますが、第九条に掲げてありますように、事業者みずから処理しなければならぬという、いわゆる事業者の責任は明確であると思ひます。しかしながら実際上の問題といたしまして、市町村の現在あります処理施設あるいはさらにはそのために特別の処理施設というものをつくつて、産業廃棄物を市町村が処理したほうが効率的である、便利であるという面があるかと思ひます。その施設の設置費あるいはその施設の利用、それにつきましても事業者の責任というところでございますので、事業者が負担するという形になるわけでございますが、そういう施設を市町村がつかう、あるいは運営するということとを全然できないというふうにしておきますと、実際上の問題、たとえば八百屋あるいはおでん屋さんとか、

そういつたところから出てくる、商売に伴う廃棄物、あるいはもう一つの場合といたしましては、実際的には最終的に事業者がその責任としても、処分地になかなか困るといったような、たとえば燃えがらとか汚泥とかいったようなものもあるわけでございまして、こういったようなときに市町村が手を貸す、しかしその費用はあくまでも事業者が負担するという形でもって市町村の関与ということはあるけれどもいいじゃないかという考え方がございまして、また三項の、都道府県について行ないます広域的に処理するための事業というものが、市町村が行ないます場合と同様の考えでもってその余地を残しておくといいことではないかと、この法律全般を通じて、産業廃棄物にかかる事業者の責任というものは明確であると考えております。

家庭廃棄物につきましては従来の考えでございますので、市町村の固有事務としては最終責任は市町村にかかるといふこととでございます。

○田邊委員 しかし事業主の責任をいわば第一義的に考えているという説は、この産業廃棄物の責任というものが、ほんとうに必要悪も置いてはならない。こういういわば公害の基本的な原則に基づいてなされておるとすれば、私はさらに厳格にしなければならぬと思ふんですよ。ただこの三条の二項に「適正な処理が困難になることのないよう努めなければならない」となっていますけれども、私はこれはこういう努力規定だけでは実際には幾らでも抜け穴があるわけでございまして、さらに企業の責任を厳格にするということになれば、そういった者が適正な処理ができないという場合に、製造販売等をしてはならないというふうな規定をすることが、より今度の公害防止、環境保全のいわば原則に立つた国の考え方からいえば当然の措置でないかと思ひます。大臣どうですか。

○内田国務大臣 この三条の規定は、実は私はもう若くありませんので、法律の規定まで文句を言う

うつもりはございませんでしたが、正直に申し上げますと、三条を入れることについて、これはぜひ必要だということで私は非常にがんばったことがありました。ということとは、三条の規定の特に二項をお読みいただくとわかるのですが、これは必ずしも産業廃棄物として残されるものではないに、事業者がつくって消費者に売り渡す、ある入れものに入れて百貨店に納めてしまう、そのあと処理のことについてもその事業者がある種の公共的な、社会的な態度を持ってほしいし、また責任もってほしいという意味で入れましたかなり思い切った規定でございます。事業者そのものの産業廃棄物を規制する規定は九条以下に並べてございますが、三条の規定はそういうふうにお読みいただきたいと思ひます。

それから立ちましたついでに、清掃法という名前のことでありますが、名前でございすから私はこだわらませんが、私もどなたもいたしましては、いままでの限られたる範囲のごみとかあるいは尿処理、そういうものよりも産業廃棄物等を含めまして、そして環境をきれいに保つということから、できるだけ広い体系的な処置をするという意味から、この際名前も変えたほうがいいのではないかとこのことを実は考えまして、清掃法という名前にしなかつたわけでございます。しかしたびたび申し上げておりますように、その中身の一般廃棄物、ことに市町村を主体とするその処理の体系などにつきましては、従来地方の組織などの問題もございすので、できるだけその体制を重んじて活用するというものを取り入れておりますことを御理解いただけたらと思ひます。

○田邊委員 いま大臣はたいへん努力をされていらっしゃるお話でありました。もちろん抵抗があったと思ひますよ、抵抗があったことは私はある程度うかがひ知りますけれども、しかしこれでは抜け穴なんです。実際には努力目標ということとは、あなたみたいに性善説だけとるような人ばかりいるわけじゃございませんで、やはり業界は採算ベースに乗ってなるべくもうけようという精神で

ありますから、そういったものができなくて、罰則があつても、十万円や五万円の罰金でもって処理しなくても済むなら、そのほうがよほど金がかからぬはずですよ。だからそういうような悪徳業者がいるということも踏まえて、あなたみたいなお釈迦さまか聖人のような方々ばかりおられるわけはないのでありますから、行政に携わる以上は、そういういた抜け穴のないような処置をとることが当然の責任である、私はこういうふうにお思ひしております。この第三条はそういう意味合いから言ひなれば、やはり厳格な意味において禁止するということに變更していくことが当然の成り行きではないかと私は思ひますのであります。大臣はこれに対してあまり明確な反対はないと私は認識をいたしておりますから、そのようにひとつぜひ進めさせていただきたいと思ひておるわけでありす。

実は時間がございせんので、あと許可の問題について山本委員から質問がありました。許可業者の問題については、新しい六条の規定によって許可業者以外に認めてはならない。したがって届け出も許可も要らないような再生業者等を許可することは、今後非常に危険を生むとわれわれは認識をいたします。

それから許可をする際におけるところの基準というものは、今度の改正によつていわば市町村が計画をした第五條第一項による一定の計画というものをきめたときに、その計画に適應するものであればこれは全部認めるということなんです。環境衛生上の支障を生ずるおそれがないと認める、こんなのはあたりまえの話ですよ。こんなのは、この種の業者で環境衛生上の支障があるようなものはありつけないのであります。これはいわばあつてもなきがごとき規定なんでありまして、計画に当てはまれば何でも認めるという、そういういわば請負化というものをさらに促進するような考え方というものは、これはやはり持つべきでないというふうにお思ひておるのであります。私はひとつこの際大臣に、やはり清掃の仕事というのは市町

村の固有の事務であるから、したがって直営が望ましい、直営の方向でいきたいと特別国会で言われたということでありまして、いわゆる直営の方式というものを、そして原則的にいえば家庭廃棄物については手数料を取らない、これがやはり望ましい、しかし現に手数料を取つておるところもありまして、にわかに変えたいわけでありまして、それはそれとして過渡的な措置は必要でありまして、原則的にいえばやはり直営で無料化というのが望ましいというあなたはいままでの主張というものをこの際やはり私は明確に貫くべきであるというふうにお思ひておるわけでありすけれども、ひとつ厚生大臣、この際あなたにいわば初心を貫く御用意があるかどうか、あらためてお伺ひしておきたいと思ひます。

○内田国務大臣 法律の規定のしかたとしては、私はこだわらるわけではございせんけれども、これでいいと思ひますので、あとは許可行政等の運用の問題あるいは使用料徴収等の運用の問題でございすので、基準もできるわけでございますから、ただいまの御意向を十分取り入れまして、そうして人々の考えているところによつて私も行政を行ないたい。なかなか国会は国権の最高機関でございすので、御意見のありましたところをよくテークノートいたしたいと思ひます。

○田邊委員 それじゃあとはひとつはかの委員に譲りましよう。終わります。

○増岡委員長代理 山口鶴男君。

○山口鶴男委員 産業廃棄物の処理法案につきまして、主として高分子物質、プラスチックの問題を中心にして、具体的な点を幾つかお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず、合成高分子物質、いわゆるプラスチックにつきましては、この法律で規定しております一般廃棄物、産業廃棄物、この区別は私はきわめてむづかしいのではないと思ひます。御案内のように、プラスチックの種類は非常に多ございす。たとえばユリア樹脂は食器類に使われています。ポリエスデル樹脂は建築用材、釣りざお、そ

の他ふる等の材料に使われておる。塩化ビニールはフィルムあるいは建築用材あるいは水道管等に使われておる。スチレン樹脂、これは贈答品等のバックギンクに使う発泡製品ですね、くしあるいは皿、コップというふうな食器類に使われておる。ポリエチレンはポリバケツ、コップあるいはフィルムあるいはヤクルト等の乳酸菌飲料の容器に現在使われておるのではありません。

こういうものを考えた場合、いわば石油化学工場で製造の過程で出る産業廃棄物もあると思ひます。それからこれを買ひまして、いろいろな形に加工する加工業者から出る産業廃棄物もあるでしょう。それからさらに加工したものを買ひまして、それを具体的に詰めるとか、いわば使用者という立場から、ユーザーということになりましようが、これから出る産業廃棄物もあるでしょう。最終的には家庭へ行きます。ところが家庭へ行きましても、このプラスチックの性質からいって腐敗をしない、燃焼しがたい、酸化しがたい、こういうものでありますから、そのまゝの形でいわば家庭用のごみとして出てまいります。

そういった流れを考えました場合に、このプラスチック製品は、一般廃棄物それと産業廃棄物とは一体どこで段階で、製造、加工、使用そして家庭、この四段階を考えた場合に、一体どこで区別ができますか、これをまずひとつお伺ひいたしたいと思ひます。

○浦田政府委員 今回の改正法の第二条の定義のところでもありますように、まず第一段階では廃棄物ということで大きく網をを広げまして、そこで第一項で具体的な例示をしております。また第二項におきましては、第三項との関係におきまして、産業廃棄物というものの以外のもは一般廃棄物として扱うという考え方で整理されておるわけでございますが、お尋ねのプラスチックに具体例をとりまして、メーカー、加工業、ユーザー及び家庭という四段階におきまして、同一のプラスチックが一体どのような区分で産業廃棄物、一般廃棄物になるかという点につきましては、いずれ

もメーカーあるいは加工業、ユーザー——たとえば牛乳容器で申しますと、牛乳容器としての原料をつくる段階、それからそれをびんに加工する段階、それからそのびんを使いまして牛乳の中身を詰める、配達する、その段階はいずれも産業廃棄物としての範疇に入ります。一たん家庭、消費者の手に渡りまして家庭から出されますときには、これは一般廃棄物という区分になるわけでございます。

○山口(鶴)委員 一応わかりました。そういう定義で家庭から出るものはすべて一般廃棄物というふうに分けておきたいとしますと、このプラスチックが今年の生産で約五百万トンですね、その分類でいった場合に、それではいわば家庭から出る一般廃棄物として出てくるものが一体何百万トンで、それから産業廃棄物として出るものが一体何百万トンくらいあるのか、おわかりですか。

○浦田政府委員 つまびらかな数字は手元にございませんが、大体昭和四十五年、今年度の全体のいわゆるプラスチックの生産量はすでに年間四百万トンを超えておるといふふうに承知しております。そして大体塩化ビニールが百万トン、ポリエチレン、これがほぼ同量、それからポリプロピレンその他が四、五十万というふうに記憶しております。これらが先ほど申しました一般の家庭からどの程度の廃棄量になるかということについてはつまびらかな調査は私存しておりませんが、年間の生産量のほぼ半分が廃棄量として出てくるというように聞いております。四段階いずれの段階においてもただけ出るといふことについては、私現在承知しておりません。

○山口(鶴)委員 そういふ点はつきり押えられぬと、一般廃棄物中のプラスチックが一体どのくらいであって——この処理が実は自治体が行なう清掃事業として一番困ることなものですから、これがやはり押えられなければ、私は話にならぬと思うのです。いまのお話でしたら、結局本年は約五百万トンの生産になるでしょう。三分の一が塩ビ、三分の一がポリエチレンというようなことは常識

です。それから、そんなことはお答えにならぬでよろしい。そうしますと、その半分がこの家庭から出る廃棄物、いわゆる一般廃棄物として出るだろうというところでありますから、そうすると、昭和四十五年は二百五十万トン。年間ごみの伸び率はおよそ四割くらいですけれども、プラスチックの伸び率は二〇%ですね。そうしますと、昭和五十年でいきますと、一千二百万トンというプラスチックが生産される。そうすると、昭和五十年におきましては六百万トンのプラスチックの一般廃棄物が出る、こういうふうにご理解してよろしいわけですか。

○浦田政府委員 現在のままの処理体制、あるいはメーカー側の生産体制がそのまま推移しますと、お説のようになることも予想されると思っております。

○山口(鶴)委員 それではこの問題はまたあとで問題にいたしますが、次の問題をちょっとお尋ねしたいと思っております。

先ほど田邊委員も問題にしておりましたが、この法律の第三条「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」第二項といたしまして、さらにいろいろ書いてございしますが、通産省にお伺いいたしますが、通産省はこの合成樹脂の生産につきましては大いに奨励をしておられるようでありまして、たしか私の記憶によりますと、一九六〇年、十年前はプラスチックの生産はせいぜい八万トンくらいだったんじゃないかと。それが十年たった現在五百万トンに伸びている。この調子で増加いたしますならば、一九八〇年代にはポリウムでいって鉄の量をしのぐ、こういうふうにいわれていますね。しかも現在はプラスチックの原料になりますエチレン、ナフサを分解してエチレンをつくるわけですが、そのエチレンは三十万トンプラントが常識になっておるでしょう。新規設備についての認可基準を三十万トンにしたのは一体いつですか。

○山下政府委員 現在三十万トンエチレンプラントを九基つくる計画で進めておりまして、その最初の一基は去年、昭和四十四年にできたわけでございますが、この計画は私どものほうで持っております石油化学の設備に関する協議懇談会というもので、昭和四十二年ごろより協議をして相談しながらやってきた計画でございます。

○山口(鶴)委員 設備協議懇談会で相談しながらやってきたというのですが、一九七五年、昭和五十年にはプラスチックの生産はおおよそ二百万トンになる、こういわれていますが、おおよそそうなりませんか。

○山下政府委員 プラスチックの一般的な需要見通しにつきましては、先ほど先生のおっしゃった一九八〇年には鉄の容積をこえるだろう、かつ七五年には現在の倍以上にいくであろうという見通しは私も尊重しております。と申しますのは、日本でも世界でもその種の需要は伸びております。ただ政府の公式の需要予測は現在まだ確定しておりません。御承知のように合成木材、合成紙等の問題等を詰めてからにしたい、こう思っております。

○山口(鶴)委員 従来使われておりますもののほかに、いまお話があったように合成紙あるいは合成木材というものがまださらに積極的にプラスチック製品の使用目的を広げていくというものが通産省のほうのお考えであるように聞いております。エチレンの新設許可基準を、従来は年産十万吨だったものを一九六七年、三年前の六月ですが、引き上げたんじゃないかと。そうでしょうか。

○山下政府委員 そのとおりでございます。

○山口(鶴)委員 そういふふうに通産省としてはプラスチックをどんどんふやす。年率二〇%をこえるくらいの勢いでふやしていくという勇ましいお考え方を持っておられる。私は、厚生大臣にこのことをよく認識をいただきたいと思うのですよ。

さてそこでお尋ねしたいのは、先ほど申し上げた事業者の責務、第三条です。「事業者は、その

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」こう書いてありますね。まず通産省に聞きましょう。現在メーカーがこの最も処理のむずかしいプラスチック、煮ても焼いてもというものが昔からありますけれども、まさにこのくらい煮ても焼いてもどうにもならぬものはないでしょう。南氷洋の鯨のおなかをさいたらビニールのハンドバッグとナイロンの靴下が出てくるという、こういう時代なんですから、海の下にはこのプラスチックの廃棄物がうようよ浮いておる、こういう時代なんですから、これはたいへんなことであります。はたしてその事業者は今日まで、みずからの責任でこのプラスチックの産業廃棄物をどのように処理する努力をやってきましたか。具体的にどんな施設を幾つ作り、その処理能力は何トンであって、どのように動いておりますか。

○山下政府委員 先ほど御指摘がありました自社内及び産業内の廃棄物処理については、従前とも、各社現にやっておりますもの及び研究を続けておりますが、一般廃棄物について事業者が問題に取り組みだしたのはいく最近でございます。その産業廃棄物の自社内の処理施設につきましては後刻資料を整備して御連絡申し上げたいと思っております。

○山口(鶴)委員 後刻資料を整備して出してもらうなどということではまだるっこしくて困るのですがね。通産省からいただいた資料を見ました。「合成高分子廃棄物処理のあり方について」に対する作業分科会報告書。これを見ると、わが国でただ一つの塩化ビニール製品のくず共同の焼却工場のコストを例示すると、処理量一日二十トン、この設備費は約五千万円、運転費はトン当たり約五千万円であって云々というところで、塩化ビニールに対してこの産業廃棄物の共同焼却場がたった一つしかないという状況じゃないですか。こんなことでどうしますか。わずか一日二十トンです。それではいままでの企業の産業廃棄物は、一体どんな処理をやってきたのですか。その現状をひとつ

御報告をいただきたいと思うのです。

○山下政府委員 加工の際に出ます切削くず等は自社内でできるだけ処理しておつたわけですが、いま御指摘のように、多種の塩ビ製品を共同で処理する施設はまだ十分に稼働しておらない現状でございます。それと工場からの廃品業者に対しては、事業者もその処理に指導を進めてきた段階でございます。

○山口(鶴)委員 環境衛生局長、いまの御答弁聞いておつたと思うのです。せっかく法律でこんなことを書いたって、実際にメーカーのほうを指導しておられる通産省の側は、産業廃棄物の具体的な処理のことについてもきわめて不熱心だ。実情もほとんど把握しておらぬ。こういうようなことで一体どうなんでしょうか。三条にこんなやりばなことを書きましても、現実にはこれはさっぱり動く可能性はないじゃありませんか。特に私強調したいのは、石油というのはほとんど九九%まで海外に求めるものでしょう。やがてその石油資源というものを日本が有効に確保できるかということも、将来大きな一つの問題点とされておる時代です。そういうときに、私はやはり貴重な石油資源を使つてつくり出した合成高分子物質、プラスチック、これをこの法律に書いてあるように、さらにその次に書いてありますが、「産業物の再生利用等を行なうことによりその減量に努めるとともに」と書いてあるじゃありませんか。その再生利用等に十分努力をして、いわば資源保護という観点からも、私はここにあります三条の第二項というものは厳密にやらなければいかぬ問題じゃないか、かように思うのです。この法律立法の過程で主管官庁たる厚生省は通産の側に、一事業業者は産業廃棄物をどのように処理してきたのか、今後五カ年計画で一体どういう施設をつくつて、どういう処理をプラスチックにおいてはやろうとしておるのか。またこの事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用については、資源の上からいっても重要である、また環境保全という点からいっても重要である。そういう点で、「減量

に努める」とあるが、この再生利用等、あるいは減量を行なう、こういう計画は、石油化学工業界ないし加工工業界では一体どうなっておるのかというくらいのことには私はある程度話をし、詰めたんじゃないかと思うのですが、厚生省、一体その点はどうなっておりますか。

○浦田政府委員 プラスチックが廃棄物となつて出た場合に及ぼすいろいろな影響につきまして、厚生省としてはすでに数年来研究をいたしておるところでございます。またその結果をいたしまして、どうしてもひとつ根本的には製品の開発そのものについて、最終的な処分を考えた製品にしてほしい。それからなお一方、自治体側は、最終的には市民の生活から出てまいりますこれらの廃棄物、これもだんだんに世の中がかわつてきたわけでございますので、当然その中で占める比率というものは増してくるわけでございます。これらの施設の強化拡充と申しますか、これらについてはひとつ強力に対処してほしい。またそれらに対して私どもとしては種々技術上あるいは財政上の援助措置も講じてまいつたわけでございますが、これら全体の問題について長期計画を立ててどうするか、長期構想をどうするかという問題と、それからさしあたって迫つてまいりますいろいろな問題、たとえば市町村におきます焼却施設の能力の限界の問題、そういったことにつきまして、通産省あるいは農林省その他関係の各省に、さしあたっての問題とそれから長期的な対処方法という点についてこちらからも十分に御相談、御要望申し上げ、さしあたっての策については、ここにたたいま各省庁間で検討中でございます。

○山口(鶴)委員 どうなんでしょうか、通産省の側はそういう五年計画等、産業廃棄物に対して、メーカーあるいは加工業者というものの産業活動に伴つて生じた産業廃棄物なんですから、これはいまでも問題になっているわけですから、当然きちっと整備をすべきだ。どういう構想で一体やるのかということは、当然業界とすでに話し合つて

いるべきだと思うのですが、そういう計画は立っておるのですか。

〔増岡委員長代理退席、伊東委員長代理着席〕
○山下政府委員 すでに去年の八月から私どもの軽工業生産技術審議会の中に、合成高分子廃棄物の処理のあり方についての諮問をもとに、特別の委員会が審議を重ねてきております。この審議会では、技術的な点その他も含めて審議いたしまして、その作業分科会の報告はことしの五月に受け取つたわけでございます。政府側が従来いままおっしゃいました五カ年計画で進めたいと言つておりますのは、処理の技術面を基礎的に五年間かけてもじつくり進めまして、根本的な対策を立てようということでございますが、御指摘の現実の問題につきましては、五年を待たずに着々とまた措置をせねばならぬ、こう思つておりまして、それなりの予算要求をしておるところでございます。

○山口(鶴)委員 五月十八日出ましたその答申とこのを拝見しましたけれども、とにかく熱処理、焼却処理についても、あるいは微生物を使う処理についても、あるいは酸化で劣化させる問題についても、むずかしい、むずかしいということが書いてあるだけじゃありませんか。そうでしょう。ただむずかしい、むずかしいということを書いてあって、これから五カ年かけて技術開発を進めていこうというのんびりしたことでは、当面とにかく本年五百万トン、昭和五十年には千二百万トンなんです。それだけ膨大に生産されるプラスチック、しかも半分が一般廃棄物であつて、その残った半分の相当部分が産業廃棄物でしよう。そういうものがどんどん出てくる。それに対する具体的な処理の計画もないというやうなことでは一体わが日本はどうなるのですか。通産省のほうはまさにふやすこと、生産することばかり考へておる。十万吨の設備許可基準を一挙に三十万吨に引き上げる。そしてどんどんふやすことを考へる。厚生大臣どうですか。国務大臣としてお考え方をひとつはっきりお示しいただきたいのです。

○内田国務大臣 私は先ほどから聞いておりまして、ある意味で私が考へておるようなことの一部を、実は山口さんが言つてくださったようなところがございまして。ところが、いま取り上げていらっしゃる第三条などの規定も、これはよく読んでいただくとわかるのですが、議論いたしておりますように、プラスチック製品をつくりまして、それが消費者のほうに渡つてしまひまして消費者のほうから一般廃棄物として出てまいりますので、したがつて事業者の責任からはずれてしまふことに法律のたてまえ上はなつてしまひますので、こゝでわざわざ、いろいろな方面の思惑はあつたでございまして、うけれども、断固容器までこの規定を入れました。そこで、あなた私を追い詰めておられますが、厚生省としてはこういうものに対する通産省の処理計画が立てないければ、このプラスチック等の産業廃棄物等に対する処理の責任あるいは処理体制というものを規定しないで済むかというところではない。それは横になつてもさかになつてもこれはぜひひとつ事業者の面でもいろいろ考へてほしいし、事業者が製品として百貨店や化粧品店あるいは乳業業者に売出すときに、あとのことまでも考へてもらひようにしなければ厚生省としては役目が果たせない。そればかりではありませんが、連合審査会でもお話がありましたように、これは農林省のほうでは、従来はそういうプラスチック類によるワンウエーの牛乳容器の奨励さえもやつておりました、しかし厚生省の御意向もありまして、今後は厚生省の言うことによく相談に乗つて、そして方向転換をいたします。こういうことを言つております。現にこれは五カ年計画でどうするかということ、私はスケジュールがどうなつておるか知りませんが、これは厚生省ばかりで幾ら強がってもできることではございませんので、通産省も経済企画庁も農林省も入れまして、厚生省としてはこの法律の成立と関連いたしまして、このプラスチック類の現実の処理をどう技術的な検討を進めてまいるかということにつきまして関係機関に対して協

力会議を求めてやっておるわけでありまして。でありますから、この法律は決して悪い法律ではなしに、あなたのお考えのようなところまで私が心配しておりますことを、そういう見地から一步を進めて、これでメーカーのほうも、また利用業者のほうも考えてほしい、こういう趣旨で私はこの法律をつくらせました。

○山口(鶴)委員 法律の趣旨はいろいろ御説明もありましたが、ただ、この書き方では不十分だというところを先ほどわが党の田邊委員が指摘しておりますから、この法律論の問題はおきましよう。

さらに私は、実態の問題として話を進めたいと思うのですが、塩化ビニール、プラスチックあるいはポリエチレン、それぞれ問題があります。まず塩化ビニールの問題ですね。これについては自治体も非常に苦労しています。とにかく塩化ビニールを燃焼させるといふことになれば、三百度くらいに熱しますと、塩化ビニールの中には塩素が入っているわけですから、その大部分がHCl、塩素のいわば蒸気となって出てくる。いま大気汚染が問題になっていますが、確かに大気汚染の原因になっている元凶、悪硫酸ガス、SO₂、それから酸化窒素、これはNO_xはいろいろありますからNO_xでいいでしょうが、一酸化炭素とありますが、とにかくこのうちの酸化窒素あるいは一酸化炭素は自動車の責任だと思えますけれども、これ以外に最近都内の大気を調べたらHClが出ています。都内の場合HClがあるというところは、これはもう明らかに塩化ビニールの焼却によって出る以外にその要素は考えられないじゃありませんか。どうですか、環境衛生局長。

○浦田政府委員 はかからの産業活動によるものもあると思いますが、その大部分はやはり塩ビのものが主体を占めているのではないかと思います。

○山口(鶴)委員 HClの排出基準、環境基準というものはいまだどう考えているのですか。

○浦田政府委員 現在まだ設けられていない段階でございます。

○山口(鶴)委員 まだ設けられていないですね。いろいろ調べてみましたら、清掃工場ではこの塩ビを燃焼しているわけですから、その周辺の大気に占めるHClの量が非常にふえています。東京都の調査の場合、はなはだしいときは1000PPMという事態があったそうです。厚生省のほうでいろいろ調べたデータも拝見をいたしました。これを見て平均五八三PPM、そういう膨大な量に達しているという報告がございます。労働衛生基準は一体どうなっているのでしょうか。

○浦田政府委員 つまびらかな数字は記憶しておりますが、いま御指摘の濃度よりは下回っているというふうに思います。

○山口(鶴)委員 こちらはしろうと、おたくのほうは専門家ですから、つまびらかではないというのは困りますね。ですからそれは、もちろん労働省だと言わなければならないけれども、しかし厚生省にはちゃんと公害部公害課もありまして、そしてアメリカの労働衛生基準をもとにして、環境基準を幾らにしようかという作業をやっておるのじゃありませんか。それが私のほうではない、労働省だろうという顔をされては困ると思えます。そうじゃありませんか。そういう点はひとつはっきりしていただきたいと思うのです。とにかく労働安全衛生基準を上回るような悪条件のもとで清掃労働者が働いている。こういうことはやはり厚生省としても一日も早く改善しなければいかぬと思うのです。そういったHClを除去するための焼却炉の開発については厚生省はどのような研究開発を現在やっておりますか。

○浦田政府委員 現在焼却炉のばいじんの除去施設、あるいはそれから出てまいります有害ガスの除去施設につきましては、生活環境審議会のほうに専門家の御検討に待っておりますのでございす。また、公衆衛生院あるいは環境衛生センター、これらの研究施設に対してこの研究の推進をお願いしているところでございます。

○山口(鶴)委員 あとOCC、これはどのくらい出ておって、その対策はどうですか。ホスゲンですね。

○浦田政府委員 ただいま手元に資料の持ち合わせがございませんので、さだかにお答えいたしかねます。

○山口(鶴)委員 それでは審議中にわかる人をお呼びしてきてちゃんとしてください。とにかくあれでしょう。大臣、一般廃棄物の焼却の際に一番問題になっているのは何だと自治体が言っていますか、大臣も知っているでしょう。プラスチックの処理で一番困っているのはもう明らかでございしょう。そういう中で、産業廃棄物に関する処理の法律もお出しになったのですから、一般廃棄物の中にプラスチックが入っている。この処理の場合の問題点はどうかというところはいやはいよく勉強して出てきてもらいたいと思うのです。そうではないれば、この廃棄物の中のプラスチックなどという問題はたいした問題じゃない、こういうふうには厚生省は認識していると言われてもしょうがないじゃありませんか。いかがですか。

○内田国務大臣 プラスチックを焼却いたしますと、御承知のとおり非常な空気が要るから、空気が足りなくなるとばいじんが出てくる、塩素ガスが出てくるというふうな弊害がございますので、あつまで放置できないということから今度の改正も出されたしまして、少なくとも、前処理をするとか、プラスチックを一般のごみから分けるといふようなことをいたしまして、いまお互いが指摘しているようなそういう悪い影響を除去するようになすという前提のもとに私どもは、この産業廃棄物あるいは一般廃棄物の中におけるプラスチック類の処理の基準を別につくらなければならなと思っています。こういう基準でやりなさい——これは事業者がやる場合と、それから事業者が一部市町村に委託をいたしますか市町村が一般廃棄物の処理と一緒にやる場合と、それからまた、さらには都道府県がやる場合もあります。

し、専門の業者がやる場合もありますが、いずれの場合におきましても、その多量な塩素ガスが発生しないように、ばいじんが発生しないように、そういう処理の基準をつくるというところをこの法律の中にうたい込んであります。私は技術者じゃありませんが、この基準は、私どもは、それはもうさか立ちしてもぜひつくって、そしてそれは政令では足りなくて、こういう基準の処理施設をなさなければならない、こういう趣旨でございます。

○山口(鶴)委員 処理の基準ですね、これは政令で定めるわけですね。一昨日私は、全政令について一いつ出すかというところを山中総務長官に聞きました。少なくとも次の通常国会の審議中に御答弁でしたが、いまの処理基準の政令、これは一体いつごろまでにお出しになるわけですか。

○浦田政府委員 最終的には、この法律の附則にもあると思いますが、九月月後ということでございます。中身は現在鋭意検討中でございます。

○山口(鶴)委員 九月月たつたときでは、国会は開会中じゃありませんので、これは少なくとも大臣、次の通常国会審議中に政令案を示して、立法院の論議の対象にしたい。もちろん、政令ですら、国会が通す通さぬということじゃないことは私も承知しておりますが、要は、どういふ内容であるか、国会でもひとつ議論の対象になるようにやっていただきたいと思いますが、その辺はお約束できますか。

○内田国務大臣 これは、たとえばこの法律の十四条——あるいは十一条等にもあるかもしれませんが、十四条などで、政令で基準を定めることになつておりますので、私どもは、これは技術的な内容は持つておいて、その技術開発がどこまでいっているかわかりませんが、いま申ししますように、これはさか立ちしても、この法律を有効に運営するためにはできる限り早くその基準をつくって政令で一般に示す。それができない間は、三条等が動きますので、三条等でこれらのプ

ラスチック類の製造、加工、あるいは場合によつてはその容器などの処理につきましても生産者に義務を負わせる。その義務を負わない限りその製造を許可しないこともあり得る、それくらいのつもりで私もはやっております。

「これは法文上どこからそうなる」と呼ぶ者あり」

○山口(鶴)委員 法文上どうだという疑問が出ておりますから、それを答えてください。

○内田国務大臣 たとえばこういうことになっております。牛乳のびんでいいと、牛乳のびんはガラスで透明なものでない限り、ほかのものを使用しないことになっております。ほかのものを使用せなければならぬことになっております。そこで、いまのプラスチックびん等で牛乳その他の食品容器をつくり出す場合には、その処理については許可しない。ただし、これは多少純理論論上から問題になるわけでありまして、あとのプラスチック類の中に有害な組成成分が入る、たとえば可塑剤が浸透している等で、そういう場合にはこれは許可しないことになるわけでございますが、有害なものが入っていない、あとで捨てられたときの処理が困難だということのためにその容器を許可しないということについては、多少問題があると思ふますが、これはまあ、力と力の問題でありますし、行政指導の問題でもありますから、私が厚生大臣という間は、容易に私は許可をいたさないというつもりで部下を奮励しております。

○山口(鶴)委員 いまの問題は、私は、地方行政委員会、山中総務長官を呼びまして、当然この問題は厚生大臣だけにまかせるべき問題ではない。産業廃棄物、一般廃棄物、特にプラスチックの処理が問題になっているときに、これはやはり処理の問題を十分念頭に置いて、公害対策本部に上げて、そして関係省、厚生省から農林省、自治省等で相談の上方針をきめるべきだということをお願いしまして、それを山中長官は承諾いたしました。

た。そして、あと処理の問題が解決つくまで許可せぬという方針をきめていただいたことは、私はけっこうだと思っております。これは単に厚生大臣——食品衛生法の上からいへばこれは厚生大臣の問題でしようが、しかし、やはりいま公害がこれだけ問題になっているときですから、単に内田厚生大臣の任期中ということじゃなしに、現在の佐藤内閣としてこれはわれわれに約束をした問題だ、こう私もは受け取っておりますから、この点はひとつ明確にしておきたいと思ひます。

さてそこで、話が横へ飛びましたが、塩化ビニールの処理についている問題点がある。ポリエチレンだつてそうでしょう。現在の焼却炉といふのは、セルロースを焼却することを念頭に置いて設計してありますね。ですから、能力からいへば、発熱量についてはキログラム当たり四千キロカロリー、それから、必要な酸素量はキログラム当たり一・二立方メートル、こういうのが設計の基準です。ポリエチレンは一体、発熱量は何キロぐらいで酸素の必要量はどのくらいですか。

○浦田政府委員 大体普通の五、六倍、一万二、三千キロカロリーだと思ひます。それから、それに要する送風量は約十倍から十五倍ぐらいに及ぶと思ひます。

○山口(鶴)委員 そんなに大きければたいへんです。そんなに大きいですか。そんなに大きかったらどうにもならぬじゃないですか。現行の空気が十倍以上要するなんて、そんなことだったら一体処理できますか。

○浦田政府委員 隣に通産省の専門の方もおられるので、あるいは私の数字が間違つていれば御指摘いただけるかと思ひますが、私が記憶しておる限りでは、普通の送風量の十倍の送風量が必要というところで、現実の問題としてそういったような送風量が期待できませんので、結局は不完全燃焼ですが出るといふふうに記憶しております。

○山口(鶴)委員 おたくの厚生省の調査では、二倍でよろしいことになっておりますが、とにかく空気がたくさん要することは事実です。そういった

ポリエチレンを焼却する場合の炉の設計というものはすでにでき上がつておるのですか、これから何年かかって技術開発をするというふうなようなものなんですか、この点は一体いかがですか。

○浦田政府委員 これも私が本から得た知識でございまして、現物を承知しているわけではございませぬが、少なくともこれらのプラスチックの燃焼につきましても、これは一次、二次、三次と、三次焼却によるといったようなことで、特殊な耐火レンガをうちに張りまして、大体完全燃焼できる炉の設計は、すでに試作の段階を越えていて、一部現実に使用されておるといふふうに承知しております。

○山口(鶴)委員 それは、たとえば一日当たり百トンあるいは二百トンという処理をいたします場合、現状の炉に比べてどのくらい経費がかかる見通しですか。

○浦田政府委員 特殊の耐火レンガを必要とするということ以外には、あとは設計上の問題があるだけでございまして、普通の焼却施設より格別高額であるというふうには考えられないのであります。

○山口(鶴)委員 自治省、おりますね。現在、自治省がそれぞれ焼却炉を設置をいたしております。当然厚生省からの国庫補助もあるわけですが、それが現実、建設をいたします場合の補助率はきまつておりますけれども、充当率その他によつて現実の補助率はよりずっと下がつていっていると思ひますが、実際の、実地に当たつた場合に、どの程度の率になつて、そうして自治体としてはどの程度の超過負担と申しますか、そういうものを負うているのかつこうになっておりますか、現状をひとつ御報告をいたしたいと思います。

○佐々木説明員 四十四年度の実績で申し上げますと、ごみ処理施設につきましても、施設整備に支出いたしました金額が百七十六億でございまして、そのうち補助対象事業費といたしましては約百五十九億でございまして、そのうち補助基本額としてとらえました数字が約三十三億、したが

まして、補助基本額と補助対象事業費との比率は約二〇〇程度ということになります。

○山口(鶴)委員 あとの分は起債で処理していると思ひますが、起債は、すべて補助対象額あるいは補助対象にならなかつたものについては、満額起債対象になっておりますかどうか。

○佐々木説明員 清掃施設の整備につきましても、補助事業費、単独事業費を含めましてその地方負担額を算出いたしますが、大体地方債で充當いたします部分は約六〇〇程度でございまして、その他の経費につきましても、普通交付税の算定におきまして事業費補正をもつて措置いたしております。大体満額財源措置は行なわれていっているというふうに考えます。

○山口(鶴)委員 現在自治体におきましては、ごみ焼却場の用地の取得、建設等につきましても、各自自治体の首長が非常に苦勞をいたしております。そういう中で、さらにプラスチックがふえていく。現在プラスチックのごみ全体に占める比率につきましても、まあ数字のとり方はいろいろありましようが、おおむね九〇程度、こういうふうにいわれておりますが、これが昭和五十年には一七・六〇、昭和五十五年には更に三四・九〇にも達するであろう、こういうふうに見込まれておるわけでありまして、しかも、先ほど厚生省のほうも言われたのですが、全生産のほぼ半分がこの一般廃棄物、自治体が処理すべき部分にかつてくるということなので、これはまさに膨大なものを処理しなければいかぬということになるだらうと思ひます。

さて、そこで経済企画庁にお尋ねしたいと思うのですが、経済企画庁は国民生活審議会等の答申等によりまして、流通過程を改善をする、そういう中で牛乳のポリ容器、これがある程度進めるといふような傾向もございまして、農林省もおられますが、そうだったと思ひます。農林省もおられますが、日本の経済全体を見る重要な役割を持つ官庁ですね。それが、一昨日も大蔵大臣とちよつと議論しましたが、新経済社会発展計画で

は、公害等の問題も考へて、成長率は実質一〇・六％ある程度押えた、こういうことなんです。から、当然プラスチックの廃棄物に対して問題だということくらい承知しておたさるうと思ふのですね。そういう中で、なぜこの牛乳のポリ容器——確かに、ポリ容器六千万本全部牛乳で使ったといつても、出てくる量は十五万トン程度です。ですから現在五百万トン、そのうち二百五十万トンが一般廃棄物になる。その中の十五万トンはたいしたことはないという議論はそれはできるかも知れない。しかし、いまこれが問題になつているときに上乗せをしていくということは避けるべきだということ、先ほど大臣もおっしゃつたような方針を政府としてもおきめになつておるわけですから、そういうことを考へました場合、経済企画庁がこれからの問題について見通しがなかったということは、私はいえぬと思うのです。一体どうということなんです。

○宮崎(一)政府委員 確かに、御指摘のとおり廃棄物等の増大の問題というのは非常に重大問題であるという意識は、企画庁の中でもつとに持つております。現に、昨年五月にきめました新全総計画におきましてもそういった記述が行なわれておりました。昭和六十年までの御説明等に、こういった粗大ごみとかあるいはプラスチックのような処理困難なごみの増大ということとは非常に問題だということを出しておりました。私ども、十分それは承知しておるつもりでございます。

しかし、いま御指摘の点は、御質問の中にもございまして、去る六月の物価対策閣僚協議会における問題、これは当面の物価対策というところで、相当きめこまかいことを並べておりましたが、その中において、特に牛乳のワンウエー化の問題に関連しましてこれを進めていったほうがいいのではないかと、これは農林省の御意見もあつたわけでございますが、そういう形で私も取り上げておるわけでございます。

これはもう御案内のとおり紙とポリエチレンが問題になつておりますが、紙についてはすでに始

まつております。ポリエチレンについては、食品衛生法上の安全性の問題等もまだ未確認でございましたので、そういった点を確認の上これを考へたほうがいいのではないかと、こういうふうに取り上げております。もちろん、これがいわゆる廃棄物処理という全体の中の問題として当然考へられなければならぬことは、ただいま申し上げたことで明らかでございますが、当面の対策として、これがもし全体の体系の中でできるものならそれをひとつやつていただきたい、こういうことでこの記述が書かれた、こういうことに承知をいたしております。

しかし、その後厚生省のほうでもいろいろこの廃棄物全体についての問題を御検討になつて、最近になつてこのポリエチレン容器の問題は、そういう対策の一環として検討する必要があるという御意見も出ておりました。私ども、それはごもつともと思ひますので、関係各省に十分これから御相談した上で、この問題を取り上げるべきか、あるいはもつと待つべきか、そういうことをきめたいと思つておたつたわけでございます。先般先生の御質問もありまして、山中総務長官の御答弁もあつたわけでございますから、そういうことで対処してまいりたいと思ひております。

○山口(鶴)委員 時間がありませんから、これだけ聞いてやめておきたいと思ひますが、先ほど田邊委員が問題にいたしました第五条の第六項「市町村は、当該市町村が行なう一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる」という規定、これは大臣の御答弁もありました。私は、これはやはり取るべきでない。特にごみの処理にあたりまして一番問題になつてゐるのはプラスチックの問題なんです。プラスチックにつきましては、厚生省も十分ではないと思ひます。しかし厚生大臣、さかきになつてもこの処分の基準の政令をきめる、処理技術の開発についても大いにやる、こういうお話ですから、そういうことに大きく期待をいたしたいと思ひます。

ただ問題は、そういうもので自治体の負担が重くなる、だから、とてもやりきれぬので手数料を取る、こういうことになつては困るわけなんです。ですから、私は一つ提案をしたいと思つております。それは、いまごみを処理するのには一たん幾らかかるかと申しますと、東京の場合、焼却をいたしますとトン当たり五千七百八十五円、埋め立てますと四千九百五十円かかるのであります。その他の都市では四千円程度だといふような数字が出ておるのであります。とにかく五千円近い経費がかかることは事実であり、キロ当たりいたしますと五円です。現在塩化ビニール、ポリエチレン等は、キロ当たりの価格はおおむね百円あるいは百二十円ぐらい。やはりこの際、公害については、企業はその社会的費用というものは完全に持つべきだ、かように私は思ひます。また、そうすることが、いま公害国会としていろいろ議論しております事業者負担、この原則を貫くことだろうと思ひます。

そうしますと、プラスチックが、この場合五百万トン生産され、半分が一般廃棄物になる。この二百五十万トンのプラスチックの廃棄に関する経費というものは、これはメーカー、それから加工業者、ユーザー、その三者の分担の比率はともあれ、その三者が、キロ当たり五円については負担をする、こういうことが私は正しいと思ひます。そういたしますと、昭和四十五年の場合、二百五十万トンに対してキロ当たり五円、トン当たり五千元ですから、計算をいたしますと、二百二十五億円になるのであります。その二百二十五億円というものは、自治体が苦勞してゐるだろうと私は思ふのです。昭和五十年になれば、一千二百万トンのプラスチックができる。そういういたしますと、これで計算すれば、その半分以上が一般廃棄物ということになれば、その処理費は五円のコストは変わらぬとして、キロ当たりで計算をすれば三百億円という金額に達するはずであります。昭和四十五年百二十五億円、昭和五十年の見通し三百億円、こういうものは私は、物品税あるいはいろ

んな形はあろうかと思ひますが、少なくとも企業の負担として国が取る。それがこの法律にも書いてある。国は処理に関する技術開発の推進をはかるとともに、市町村及び都道府県に対し十分義務が果たせるような必要な技術的、財政的援助を与える、こう書いてあるのですから、その分ぐらい国が業者から徴収をして、そうして人口当たりのごみの収集量等に案分をいたしまして、基礎的自治体である市町村に財源として付与したらよろしいんではないかと。またそのぐらいのことがなければ、私はプラスチック業界は社会的責任は果たせないと思ふのです。こういった私の考え方に対して、ひとつ厚生大臣、それからプラスチック業界の奨励だけは大いにやつてゐるが、このあと処理の問題についてはきつめて不熱心と思はれる通産省、それから地方自治体の財政を直接担当しておる自治省の御見解を聞いて終りたいと思ひます。さらに私の質問で御答弁できなかったものは、これは保留をしておきます。

○内田国務大臣 手数料の件でございますが、この件につきましては、五条の第六項に規定をいたしておりますが、政令とか省令とかで手数料徴収の基準とか範囲とかいろいろのきめておりました。これは全く市町村の条例におまかせをいたしておりますので、国がいまの山口提案をそのまま取つて市町村に交付するといふようなことが直ちにやれるものかどうか、その辺にわかに私はお答えもできないと思ひます。

また、一般の廃棄物につきましても、私は現状はどうなつてゐるかよくは知りませんが、取つてゐるところも取つてゐないところもあるわけでございますが、一般廃棄物の中には、産業から出てくる、たとえばいろいろな市場とか魚屋さんとか料理屋さんとか、そういうところから出てくるものは、業務に関連して一般廃棄物になる、こういうものでありますから、そういうものに至るまでただでいいのか、それとも条例の定めるところによつて、一般家庭から出るものとは別に何がしか

のものを取るということもあると思いますが、その辺のことにつきましては、私のほうで別に基準や一つの型をつくっておりませんが、あなたのお考え方も時代に沿った一つのお考えとして私は耳を傾けておきたいと思っております。

○浦田政府委員 先ほどお尋ねの点につきまして、資料がまいりましたので……

まず、ホスゲンでございますが、私どもの実験の結果では、塩化ビニールを燃焼させます場合に、一グラム当たり一万分の一グラム、すなわち一〇〇PPMのホスゲンが出る可能性があると承知しております。

それからホスゲンの毒性でございますが、空气中に二五PPMあるときには、三十分から一時間の吸入によって重大な障害を起こす、一PPMであります、一時間は耐えられるという状況でございます。

それから塩化ビニールでございますが、労働基準法上のいわゆる許容量はさだかにしておりませんが、一〇〇PPMをこえますと、三十分から一時間で重症の病状を呈します。それから四PPMで約一時間耐えられる、そういうふうな結果が出ております。

○山下政府委員 最近、関係業界は果敢委員会を開きまして、自社あるいは産業廃棄物のみならず、一般廃棄物に取り組まねばならぬということをやっている段階でございます。塩ビ関係の六団体のみならず、石油化学工業協会でも全体として取り上げた次第でございます。通産省は、今まで技術開発を中心に五カ年計画でまいりました、現実の問題としてモデル地区を想定して首都圏等のモデル・プロジェクトを進めていきたいと思っております。御批判の趣旨はとくと頭にいらしまして、今後研究していきたい、こう思っております。

○佐々木説明員 市町村が一般廃棄物の処理に要する経費について、その財源を一般の租税負担によるべきか、あるいは受益者負担によるべきかというところを考えます場合に、一般廃棄物の性格

上、私どもは受益者負担に適するものだというふうに考えているわけでございます。やはり原則的には手数料をもってその財源の一部に充当すべきであるというふうに考えております。

○山口(鶴)委員 大臣、一般廃棄物ということになれば、先ほどの大臣のようなお答えがあると思うのです。現に東京都等においても、大量のごみを出すというところには、トン当たり千八百万円とかいう形で手数料を取っている。それは当然です。ですから、一般廃棄物という規定だから問題になるので、この中には家庭廃棄物と業者が出す廃棄物とやはり二つに分けらるべき問題だと思っております。私の特に強調したいのは、家庭から出ます廃棄物についての手数料は取るべきではない、そして自治体が特にごみの処理について苦労している以上、しかもその原因の相当部分がプラスチックである以上、そのプラスチックの業界に對して、家庭から出るにしろ、もとはメーカーであり、加工業者であり、そして使用者でありますから、そういう三者の負担区分は検討しております。その三者に對して、当然現在からかかっておりますキロ当たり五円、トン当たり五千円程度のコストは持たせざるべきではないかという趣旨で御提案を申し上げたわけです。その点はひとつ明確に区別した上でお聞きをいただきたいと思っております。

さらに、私が求めましたホスゲンあるいはHCH、それからポリエチレン等の燃焼に要するカロリーないしは酸素量、こういったものはひとつ資料としてあとでお出しをいただきたいと思っております。この委員長長におはかりをお願いいたしまして質問を終らせていただきます。

○伊東委員長代理 後藤俊男君。
〔伊東委員長代理退席、委員長着席〕

○後藤委員 実はいままで社会労働委員会でも数回にわたって話も出ておったのでありますが、あまりきれいなもののお話ではございませんので、特に一番最後にしてもよろうなところまで氣を使いながら質問をさせていただくわけです。

今度の法律で、修正されるかされぬかわかりま

せんが、廃棄物処理法という新しい法律もでき上がるわけですね。それまでは清掃法だということいろいろ問題の処理の基本になってきたと考えております。そこで、先ほどちょっと申し上げましたように、国鉄関係のこのふん尿のたれ流しの問題なんです。これは社会労働委員会におきまして小林議員が二回くらいおやりになったと思うのです。さらに去年も話があつて、一昨年も話が出ております。ところが、何回この話をいたしても解決しないわけなんです。ですから、あまりきれいな話でございませうけれども、解決するまではこの問題を取り上げざるを得ないというふうに考えておるわけでございします。それで今度の新法によりまして、第十五条六項でございします

が、書いてあるわけですね。六項に「便所が設けられ、当該便所に係るし尿を環境衛生上支障が生じないように処理することに努めなければならない」と。これはなかなか現状を考えながら書いてある文章だと思ふわけでございします。さらにいままでの清掃法によりまして、第五条の四項でございしますか、同じことが書いてあるわけなんです。しかも国鉄ができましてやがて百年になるうとしておるといわれておる今日でございします。さらに、先ほど言いましたように、国会におきましても数回となくこの問題が取り上げられておるにもかかわらず、何ら進展しておらぬ——とは言いませんけれども、その進展は微々たるものである。現在調べてみますと、便所のついでにおる車が一万七千車両ある。これが全国の各地を走りながらたれ流しをやっておるわけなんです。約二万キロにわたつて。しかも、もう一つ大きな肝心な問題は、一昨年でございしますか、大阪におきましてこのふん尿たれ流しの実験をやりました。鉄道沿線から約五十メートルのところまで飛散するわけなんです。これは実際にやつたわけでございします。そうしますと、国鉄の四十七万の職員の中で六万四千

人というのが、これはあえて皆さんのと言つていいと思ひますけれども、皆さんのふん尿たれ流し

のその粉末の中で六万四千人の国鉄職員が働いておるわけなんです。これは毎日のこととございします。たとえば、例を申し上げますと、夏暑いときには上着をとって縮み一枚で線路で仕事をしておる。三日もしますと白い縮みのシャツが黄色くなつてしまふ。これも中から出る汗で黄色くなるわけではなしに、外から出る汗で黄色くなるわけが黄色くなつてしまふ。これは現実的に調べていただければわかる問題であらうと思ひます。さらに、たとえばいま厚生大臣にいたして

います。そうするとこれは加害者になるわけですね。さらに厚生大臣が賭切等で汽車を待つておられるとこれは被害者になるわけなんです。こういうふうな考え方をいたしますと、日本国民一億が被害者であり加害者である。話はオーバーになるかも知れませんが、そう申し上げてもいい過ぎではないと思ふわけでございします。

そこで、今回の臨時国会で、公害国会といわれるぐらい公害問題があらゆる角度から、あらゆる委員会、あらゆる問題に對しまして検討されております。その中でも特にいま私が言つておりますところの、具体的にはどこに該当するんだといえ、いま申し上げました、いま問題になつております廃棄物処理法の第十五条の六項にこれは該当するわけでございしますけれども、ただ私は、きょうのこの委員会でも適当な、抽象的な返答をいただいて、そうでございしますか、それじゃよろしくということじゃこれは済まぬ問題だと思ふわけでございします。ですから労働省なり厚生省なり、さらにきょうはまことに有名な運輸政務次官も来ておられますが、ぜひひとつこの辺の問題を、時間は短時間ですけどこうでございしますけれども、いままでの締めくくりにような意味におきまして、それとあわせて公害問題、いわゆる今度の国会の開催等も考えまして、ぜひこの問題の解決に全力を尽くす方向へ具体的話を聞かしていただきたい、こういうつもりで申し上げるわけでござい

方々がまるかぶりで、そういう衛生上まことに悪

いところで作業をしておられる。そこで働いておられる保線労働者の立場を考えましても、これは国鉄に金があるとかないとかいう問題じゃないと思います。少なくとも国鉄というのは国家機関の一部分だと私は考えております。日鉄法の六十三条を読んでみましても、やはり国鉄というのは国家機関であり、国鉄総裁というのは大臣に匹敵するような権限も与えられておる。そうなりますと、国家機関の一部である国鉄が、こういう法律を守るためには率先垂範をしなければいけない。その機関が長い間こういうような状態で放置されておる。これは許しがたい現実であろうと思いますし、とにかく早急に解決する必要があるというふうに私は考えておるわけでございます。

そこできょうは、国鉄の常務理事が御出席だと思 uwake でございますけれども、いま私が申し上げました問題等も含めまして、去年の十月末でござい ますか、国鉄の常務理事会におきまして、ふん尿たれ流しの黄害対策として予算約五十五億を投じて東京、大阪、福岡に基地を設ける、また車両を改造する、これはタンク貯留式にするわけですね。そして昭和四十六年度の初めから東海道、山陽本線の優等列車について使用を開始をする、これを大新聞記者会見で国鉄としては発表されておると思うのです。これが新聞記者会見で発表されておるということは、国民の皆さんに、こういうふうにやります、申しわけなかったというので確約されたと言ってもこれは間違いじゃないと思います。

ところが、現在どうなっておるかと思し ますと、予定されておるところの三つの基地のうち、着工して年度内に完工予定は大阪の宮原のみでござい ます。これが大体予算が三千万円から四千万円、東京なり福岡等は着工予定もなく、したがって

四十六年度初めから使用開始というのはこれでは
きない。これからの計画というのはできておらな
いというふうに私聞いておるわけでございます。
これらを全部完了するためには、予算として車両

それから向日町、南福岡、この場所については町のほうに浄化槽がないという状況なので、これにどのように対処していくか、これからの問題です。

ごさいいます。

車両につきましては資金の許す限り逐次やっていく、こういう状況でございます。

○後藤委員 いま国鉄から説明がありましたような現状なんです。ですから国鉄としても——国鉄の財政状況についてはここで私とやかく言うつもりはありませんけれども、まことにきびしいことは言うまでもございません。ですから、いまの説明を聞いておりまして、財源で何とか見通しがついたらやっていきましょう、こういうふうな説明であつたわけですね。

そこで労働基準局長にお尋ねしたいわけですが、労働基準法というのはいわば労働者の憲法であるといふうにいわれております。しかも労働

基準法そのものが二百条から成り立っておりますが、その中の第四十四条だけは労働者の順守規定になっております。それ以外は全部使用者の義務規定になっておるわけなんですが、その中の四十三條なり五十條なり五十四條なり五十五條等を読んでみますと、衛生関係のことがぎめられておるわけなんです。そういう労働基準法に照らしましても、いま言いましたようなことに衛生に悪い、何と申しましょうか、もう法律どうこうじゃないに、衛生以前の問題として、ふん尿粉末の飛び散っておる中で六万四千人の国鉄労働者が働いておる。しかも国鉄をとめてはいかぬのだ、線路を守らなければいかぬのだ、衛生にどうあろうと

も、身を犠牲にしたような形で六万四千人が今日昼夜働いておるわけなんです。しかもあなたの方労働省としては、労働基準監督官というのは全国で二千七百人くらいおいでになるとしています。しかも労働基準法でかなりの権限を持たされておるわ

の確保の問題やいろいろな関係がある。それよりか大事なものはお金の問題ということだと思ふのです。この逼迫した国鉄財政で、土地の話がついたからどんどんやっつけていけということじゃないと思ふのです。国鉄自体としてもやりたい、やりたいたとは思ふけれども、さいふの中に金がないので八百億の融通がつかぬ、こういうことで話が進まぬというのが一番大きな原因じゃないかと私は思ふ

うのです。そうなりますと、今度の新しくできま
したところの廃棄物処理法によりますと、融資の
問題なりあるいは国が援助をするという問題なり
入っておるわけなんです。法案の中には、だか
ら、これらを読みながらいろいろ感じたわけで
ございますけれども、運輸省自体として、この問
題は国鉄企業の問題であるから全部国鉄でやるべ
きであるというふうな考え方に立っておられるの
か、いやそうではない、国鉄も今日非常に苦しい
情勢にある、これは当然国が援助をして捨ててお
く問題じゃないから早くやるべきである、その具
体的相談についてはこれからだが、こういうふう
な気持ちでおられるのか、その辺のところをお伺
いしたいと思うわけです。

○山村政府委員 いまのところはいへん申しわ
けございませんが、工事費内でのやりくりという
ことで考えております。

○後藤委員 次は厚生大臣にお尋ねいたします。
厚生大臣といえ、私が言うまでもなく、日本
の衛生行政の最高の責任者であります。いままで
いろいろとお話し申し上げまして、この中身につ
いてはもう十分おわかりだと思えますけれども、
これに対してどうお考えになっておられるのかと
いう、厚生大臣の御見解をお伺いしたいと思
います。

○内田国務大臣 私のほうは、それが列車である
からといって、あるいは国の特別の法律で設立さ
れている国有鉄道の施設であるからといって、生
活環境の悪化を来たすような状態をいつまでも存
続しておかれることはたいへん困る、迷惑しごく
だと実は考えております。実はこの法律は、別に
厚生省が運輸省なり国鉄なりを督促したりする法
律ではございませんで、現在の清掃法でもそうで
ございますし、今度成立する法律でもこれは天下
の法律でございまして、また、単に国鉄だけのこ
とではなしに、運輸省が監督をせられておる地方
鉄道でも、同じ場合にはやはり厚生大臣はもちろ
んのことでありましようが、その監督に当たる運
輸省としても進めていただくような仕組みの法律

と心得まして、従来も機会あるごとに私どものほ
うもこの条項による措置が前進をいたすように督
促をいたしてまいってきっております。ことに今度
の改正にあたりましては、勇み足のようなことに
なるとおしかりを受ける場合なきにしもあらずと
は思いましたが、二つの点においてさらに積極的
な姿勢を実は私どもはとっておりまして、これは
従来の清掃法では、いわゆる特別清掃地域を走る
汽車だけについて、それがふん尿まき散らしを衛
生的に処理することを要求したておつたにすぎ
ません。主として市街地だけを特別処理の対象と
して考えてまいりましたが、今度は一般公害につ
いての考え方と同じように、もう原則として国土
の全部につきまして環境の整備をはかることに
いたしましたので、従来からありました特別清掃区
域内を走る汽車というその区域限定をとりしま
りました。したがって、どこを走る車であって
も、ふん尿まき散らしのないような設備をしてい
ただかなければならない。そのことと、もう一つ
は、いままでございせんでしたが、汽車と同じ
意味において、船舶、航空機等につきましてもや
はりふん尿まき散らしはいかぬ、こういうことに
実はいたしてございまして、これは日本の船舶が
ではなしに、外国の船舶、航空機等についても当然
この法律の適用を受けましようし、また日本の船
であります場合には、領海の外に出ていった場合
にも、法律の属人主義によりまして、ひとの地域
ならば、船なり航空機なりはたれ流しをしてお
いていいということにはならないような、そういう
簡単な規制であります。そういう面をも加えま
して、非常な難題を吹つけたようなことになり
ますけれども、関係機関とともに私どもはこの面
において前進をさせなければならぬという覚悟
をきめております。

○後藤委員 鉄道が敷設されてだいぶ長い間たつ
ておるわけでありまされども、厚生省として、
ふん尿たれ流し方式については、厚生省の立場で
認可が出ておると思うのです。こういう方向でこ
うやります、これは最近の話じゃございません。

だいたい歴史をさかのぼらなければいかぬと思うの
です。そうしますと、いま厚生大臣が言っておら
れるような考え方にとりまれば、ふん尿た
れ流し方式というのはもうだめだ、改善しな
さい、こういう行政命令を厚生省として出すべきで
はないかと私は思うわけです。あれでいいという
ならしやうがないですけれども、あれでいいとい
うのですから……。しかもそれを出すだけの権
限と申しましようか、これは厚生大臣にあると思
うのです。あの方式にあなただが賛成だというなら
私はそういうことを申しませんけれども、一刻も
早く解決したいという気持ちがありとするなら改
善行政命令を出すべきだと思います。

それからもう一つの問題は、先ほどからわれわ
れがいろいろ説明をいたしておりましたが、まだ
まだ大臣なり厚生省としてもその実態をつかんで
おられぬと思うのです。そういうことになるな
ら、全国の保健所長に、いま申し上げましたよう
な実態調査をさせたらどうでしょうか。厚生省と
してそういうことをおやりになったことがありま
すか。何べんもくどういようなことを言ひまされ
ども、何回となく委員会でもやられて、しかも二、三
日前にもやられ、毎年毎年やられていく問題が、
実態がどうなっておるだろうか、それすら調べよ
うとするお気持ちにおなりになっておられぬと思
うのです。実態調査をしたことがあるならあるとい
うことで、あとから御説明いただきたいと思いま
す。

私、ここで二つ問題を出しましたのは、厚生省
として改善行政命令を出してもらう。たれ流しふ
ん尿方式については厚生省が認可をしておるはず
です。これを改善しなければいけないというこ
となら、改善命令を出すべきだと思ひます。しか
も、その実態をつかむ必要があると思ひます。全
国に保健所長がおるのですから実態調査も行な
う。そういうことすら今日まで何もやられておられ
ないんです。ただ昔からあななっておるからしよ
うがないじゃないか、わあわあ言うけれども、そ
ういううちに何とかなるわいという気持ちだが、こ

うところでもやりますとそういうことは口に出しま
せんけれども、責任者の腹の中にはあるのじゃな
いかと私は思うわけなんです。そんなことをやら
れたのでは、沿線の住民も助かりませんし、さら
に、先ほど言いました六万四千の保健労働者も助
かりません。もう少しやる気になられたらどうで
すか。解決するならば方向へ一歩踏み出された
らどうかと思うのです。それがきょう新しく出た
問題なら別問題です。そうじゃないのです。また
国鉄のふん尿か、またきょうも国鉄のふん尿の話
があったぞ、それくらい何回も何回もこれはやっ
ておるわけなんです。実態調査もしなければ何に
もせぬ。何とか解決してもらいたいと思うけれ
ども、厚生省として、国民の衛生を預かる最高責任
者として、直させるのなら直させるで、行政命令
で改善を命令すればいいのです。いかがでしょ
う。

○内田国務大臣 さからうわけではございせん
が、実態調査をいたしたかどうか知りませんが、
実態調査をいたすまでもなく、私どもが駅に行っ
てみますと、鉄道の線路の中には汚物がへびり
ついていて、雨が降るのを待っているような状態
であることは、これはだれでも知っていることで
ございまして、そこで私どもも、今回の法制の
改正がございまして、同じような規定をさらに
強化する——先ほど述べましたような趣旨の規定
を措置いたしておるわけでありまして、また、鉄
道のたれ流し方式は、決してこれは法制上にもま
た事実上にも厚生大臣の認可事項にしておりませ
ん。国鉄なるものは厚生大臣の監督下にある機関
ではございせん。その監督は一般監督も個別監
督もこれは運輸大臣が持つておられることでござ
いますし、それから運輸大臣にいたしまして、
たとえばこれは運輸省が海洋汚染防止法を今回出
しているような状況でございまして、このこと
につきましては何とか改善したいという意欲
を、厚生大臣も運輸大臣も持つておるわけござ
いますので、私どもも運輸省のしり押しをいたし
ながら、運輸大臣にも大いに監督機関として国鉄

の措置を進めていただき、またそのために金が要るなら、助成の方法につきましても運輸省にも考えていただきたい。さらにさっきも触れましたように、今度は地方鉄道も入ってまいりますから、国鉄には地方鉄道監督局というのでございましょうか、監督部門もあるわけでございしますから、それらのものについても便所を備えている車両がありましますらば、今度は新しい十五条の第六項によりまして、運輸省には一そのこの面の措置を進めていただくなければならぬと考えております。私もものはのれるつもりはございません。要するに権限がどうであろうとなかろうと、これはぜひやっていたかなければならぬし、機会あるごとくにこれは運輸省とも知恵を出し合って進めてまいりたいと思ひます。

○後藤委員 いま大臣言われましたが、駅に行くといふ尿が見える。確かにそうだと思うのです。だから、いま国鉄がやっておりますのは、停車場は便所を使うな、発車してから使いなさいというふうになっていきます。あれはわれわれから言うところだと思ひます。かたまって落ちるところには——これは存在がはつきりしておりますから、あそこにあるわいとわかるわけです。走ってからたれ流すものは、粉末になつて飛ぶわけなんです。その粉末になつて飛ぶのが二十五メートルから五十メートルまで被害があるわけなんです。その中には大腸菌もおれば、赤痢菌もおれば、伝染病菌もおるわけなんです。そういう作業場で働いている労働者の人が六万四千八百人です。これを一体どうしてくださるのだというものが、長い間われわれが呼び続けてきた問題なんです。

あなたは、厚生大臣として国民の衛生を守る最高の責任者だ。こんなものはいかげんで解決してもいいじゃないですか。運輸省が運輸省かと言われましても、こういう衛生に關係ある問題は、運輸省にまざるも勞らないところの厚生大臣としての義務があると思ひます。そういうところで働いている六万四千八百人、一体このまま

しんぼうしなさいということをやつていくのかどうか。これも口ずさばいように言ひますけれども、長い間すつたもんだ、すつたもんだやりまして、結局現状は一緒だ。宮原にできかけたのがちよつと前進すけれども、それもさっきの説明を聞きますと、国鉄に一万七千の便所のついた車両があるわけなんです。一万七千軒の家がその便所を一本にたれ流したのと一緒なんです。毎日毎日東海道線だけで四十万トンから四十五万トンのふん尿がまかれておる。幸いにして走つて固体になつておらぬ、粉末になるものだから、これは切実に考えない面もあるかもわかりませんが、これも、ただ国民の中の、そういう職場で働いておる労働者の人や沿線住民の立場に立つ場合には、これは厚生大臣としても一刻も早く解決しなければいけない。これは大臣の返答をまつまでもなくさうだと私は思ひます。そうならさうで具体的にどう進めるのかということを私は聞きたいわけなんです。抽象的なことを聞いてみたつて、いままで何回も聞かせていただいたからしようがないのです。もう抽象的な返答ではわれわれがまんできません。これは、私自身ではなしに、一番痛切に感じておる六万四千八百人の労働者がもうがまんできぬ。その人方に厚生大臣としてどう答えていただけるのかということなんです。いかがですか。

○内田國務大臣 お説のとおりでございますし、私もまことに同感で、これは何とか処理しなければいけない問題だと常々考えております。しかし、先ほども述べましたように、これは責任を避けるわけではございませんが、国鉄というのは運輸省の一般監督及び個別監督を受けておる機関でございます。私のほうが市町村の尿処理施設に對する補助金やあるいは起債を国鉄のほうに回してしまふというわけにも実はまいりません。私どものほうが大蔵省から予算を取つてまいつたり財政融資を取つてまいります場合に、これは仕組みが市町村等の設置する尿処理施設に對する補助助成でございます。国鉄に對する補助助成は、

これはあくまでもやはり私どもの気持ちを持ち金として運輸大臣が考へて、そして運輸省の方面で以外にございせん。しかし、これはいわば厚生大臣も共同責任でありますので、たびたび申しますように、私も責任を感じまして、運輸大臣とも知恵を出し合ひ、またここでどうやつたたびたび話を聞いておりますので、運輸省も厚生大臣の顔色を見て、あまりこわい顔色しないからほつておけということではないと思ひますので、私はぜひ運輸大臣にも国鉄のこの問題は、天下の法律にこう書いてあるし、今度の改正法でも、運輸省とも相談してこういう規定を改めてまた入れたわけでございますので、これはもうお互いの共同責任として前進をさせたいと私は考へます。

○後藤委員 それでは次に大蔵省にちよつとお尋ねいたします。おられますか。——まあ、いままで種々申し述べまして、大體話の中身はおわかりと思ひます。率直な話を私申し上げるわけですが、国鉄自体が、財政上の問題から考へますと、非常に逼迫しておると思ひます。さらにいろいろ多くの問題をかかえておると思ひます。ですから、先ほどの運輸次官の話じゃないけれども、国鉄の工事費のほうでやれというふうなことを言つておりましたのは全然解決せぬ——とは言いませんけれども、この緊急な課題がなかなか容易に解決するとは私思われぬわけなんです。

そうなりますと、冒頭申し上げましたように、国鉄というのは国の機関である。国の機関である以上は国が責任を持つべきだ。国鉄がそういうふうな財政が逼迫しておるなら、もちろんいま厚生大臣も言われましたように、運輸省なり厚生省なり労働省なりあるいは大蔵省、あるいは国鉄が緊急解決しなければいけない課題として協議をしていただいて、いわば列車ふん尿処理施設の緊急改造特別資金というふうな方向で、何かひとつ具体的に考へを進めるといふわけにはまいらぬものだろうか。そうでもしない以上は、この問題は解決しないと思ひます。全然せぬとは言ひませ

んけれども、だいぶん遠くへいつてしまふと思ひます。その点いかがですか。

○金子説明員 国鉄の黄害問題でございますが、私どもの立場からいたしますと、公共企業体といふことも企業でございまして、公害問題におけるところの企業責任というものが公共企業体の場合にはたして免れるべきものなりやいなやという基本的な問題があるかと思ひます。

それからもう一つは、本件に關しましては原因者ないし利用者というものがはつきりしておるわけでございます。原因者負担という考へ方が私どもの立場から申しますと当然に出てくるわけでございます。一般的に納税者一般というものに、なぜ原因者、利用者がはつきりしている場合に、他からの税金でこの問題を処理しなければならぬかという点は、相當説得的な説明を要する問題があるかと思ひます。したが

いまして、現在考へられておりますような東京博多間數十億程度の計画そのものでございまして、地上施設の受け入れという面で、地元の協力さへ円滑に得られるならば、国鉄の工事費の中で近い将来にやるといふことはさほどむづかしいこととは思ひませんが、先ほど御指摘がありましたように、少なくとも約四百の地上施設というものを全部やるといふことになりまして、それに見合う財源をどういふふうにして確保するか。一つの考へ方によりますれば、近い将来に運賃体系の改定があるような場合には、たとえば列車のトイレを利用する者は長距離旅客に多いわけでございますが、現在の運賃体系の中には長距離旅客運賃運賃という考へ方がある。したがって、その運賃の度合いを若干少なくすることによつて財源を得ることはできないだろうかという考へ方もある。当然出てくるわけでございます。そういう問題をすべてあわせまして関係当局と検討を続けてまいりたいというふうに考へております。

○後藤委員 いまあなた言われました廃棄物ですね。これは一般廃棄物に入るのか、産業廃棄物に入るのか、どちらに入るのですか。

○金子説明員 その問題につきましても、まだ突き詰めて議論をしていない段階でございます。

○後藤委員 これは大蔵省では、列車たれ流しふん尿が一般廃棄物か産業廃棄物か、これから御相談なさるわけですか。

○金子説明員 関係当局とよく相談して結論を出したいと思っております。

○後藤委員 それで、先ほどからいろいろ申し上げまして、聞いておる人もどう思うほど同じことを言っておりますから、私の辺でやめたいとは思うのですけれども、ぜひひとつ私、第一番に取り上げたい問題は、その職場で働いておる保線労働者の立場というものを考えてもらいたいということなんです。

それからさらに、これと同じように沿線住民、国民皆さんの立場ですね、これはもう十分考える必要があると思えます。そうだとするならば、これを一刻も早く解決をしていただく。解決するためには、国鉄だけにまかしておいて解決できるか。私は、別に国鉄出身でございませうからといって国鉄をかばう気持ちも何もないわけなんです。率直な話を私言っておるわけなんです。そうなりますと、厚生大臣にしまして、あるいは運輸次官にしまして、労働省にしまして、この問題解決に反対する者は一人もないわけなんです。仰せのとおりじゃ、ごもっともじゃ、ごもっともじゃと首を振りながら解決せぬのがこの問題なんです。ですから、これを早急に解決する。しかも今度の公害国会を機会に、さらにはこの新法ができるのを機会に、こういうふうなことになると思えますので、国鉄なりさらに厚生省、労働省、運輸省、大蔵省と、これらの関係機関で、ぜひこの国鉄の廃棄物の処理の問題につきましても協議をしていただく。そうして、この問題を一体どう解決していくか。早急にやるためには金が足らぬ、足らぬお金は一体どうする、これはとにかくやらなければいけない問題だということを前提に協議をしていただく。そうして一刻も早くこの問題を解決しまして、再びこの国会でこういう問題を取り上げなくともうまいくような方向へ、おのの皆さんにぜひお願いをいたしたいと思うわけでございます。

これはこのまま捨てておきますと、これまたえらい失礼な言い方になりますけれども、どんどんと先へ行ってしまおうて、また来年この問題を取り上げなければいかぬというようにすることにもなりかねないと思えますから、いま申し上げました関係官庁で協議していただいて、この問題の解決の方法がきまりましたら、ひとつ委員長を通じてわれわれの手元へも御報告をいただきたい。このことだけはぜひひとつお願いをいたしたいと思えます。

最後に、厚生大臣、さらに運輸次官、労働省から、簡単にけっこうですから、いま申し上げました問題に対する最後の御返答をいただきたいと思えます。

○内田国務大臣 私は、たいへんありがたい御提案だと思えます。いまも隣にすわっている運輸次官に、ひとつ運輸次官が招集をかけてくれ、われわれもその希望を申し出るし、知恵も出そう。しかし、だんだん詰めてまいりますとこれは銭の問題のようでございまして、それから産業廃棄物かどうかというところであります。産業廃棄物というのは、事業者が事業活動に伴って排出する廃棄物でございまして、ふん尿というものは、それは汽車そのものが石炭がらをほうり出すのは産業廃棄物になるかもしれませんが、その上に乗っかっておる人間が出すものでありますから産業廃棄物じゃない。むしろ公衆便所に類するようなものとして、私はその考えで、国鉄に銭がなければ公衆便所に対する助成とかいろいろな道もあるいはあつてしかるべきようにも思えますし、あるいはまた料金制というお話も出てまいりましたので、みんなでひとつ協議をしてぜひ片づけていただきたい問題だ。どうぞ運輸次官、よろしくお願いいたします。

○山村政府委員 ただいま厚生大臣のほうから、ほんとうに運輸省としてはありがたいお話を伺いました。特に先生言われましたように、この保線労働者の六万四千人、また沿線住民の身になりまして、前進的にひとつみんなで検討してまいりたいと思えます。

○岡部(實)政府委員 先ほど御指摘ございましたように、労働省、特に所管しております労働基準法は、あくまで事業主に対しまして、そこで働く労働者の健康と安全を保持するというための努力規定を大前提として設けております。したがって申し上げましたけれども、何らかの方法で一日も早くこういう事態を解決することが労働基準法の本旨でもあらうと思えますので、いろいろな討議の場を通じまして、さらに運輸省にもあるいは事業主としての国鉄にも強く御要望申し上げます。そういう方向で進めてまいりたいと考えております。

○後藤委員 終わります。

○倉成委員長 次回は、明八日午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十一分散会